

第 8 7 回神河町議会定例会に提出された議案

○町長提出議案

- 報告第 1 2 号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 第 9 7 号議案 神河町教育委員会委員の任命の件
- 第 9 8 号議案 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 9 9 号議案 神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 1 0 0 号議案 神河町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 1 0 1 号議案 神河町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 1 0 2 号議案 神河町公の施設（神河町ケーブルテレビネットワーク施設）の指定管理者指定の件
- 第 1 0 3 号議案 神河町公の施設（わくわく公園）の指定管理者指定の件
- 第 1 0 4 号議案 町営住宅柏尾団地建替工事請負契約締結事項の変更の件
- 第 1 0 5 号議案 神河町中央公民館空調設備等改修工事請負契約締結事項の変更の件
- 第 1 0 6 号議案 平成 3 0 年度神河町一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 1 0 7 号議案 平成 3 0 年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 0 8 号議案 平成 3 0 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 0 9 号議案 平成 3 0 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 1 0 号議案 平成 3 0 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 1 1 号議案 平成 3 0 年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 1 2 号議案 平成 3 0 年度神河町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 1 3 号議案 平成 3 0 年度神河町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 1 4 号議案 平成 3 0 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 2 号）

○議会提出議案

- 発議第 3 号 防災・減災に資するインフラ整備促進のための財源確保等具体的な対策を求める意見書

神河町告示第137号

第87回神河町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年11月27日

神河町長 山 名 宗 悟

1 期 日 平成30年12月6日

2 場 所 神河町役場 議場

○開会日に応招した議員

廣 納 良 幸

三 谷 克 巳

澤 田 俊 一

小 寺 俊 輔

吉 岡 嘉 宏

小 島 義 次

藤 森 正 晴

藤 原 裕 和

栗 原 廣 哉

藤 原 日 順

安 部 重 助

○応招しなかった議員

松 山 陽 子

平成30年 第87回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第1日）

平成30年12月6日（木曜日）

議事日程（第1号）

平成30年12月6日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第12号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 日程第5 第97号議案 神河町教育委員会委員の任命の件
- 日程第6 第98号議案 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第7 第99号議案 神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第8 第100号議案 神河町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第9 第101号議案 神河町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 第102号議案 神河町公の施設（神河町ケーブルテレビネットワーク施設）の指定管理者指定の件
- 日程第11 第103号議案 神河町公の施設（わくわく公園）の指定管理者指定の件
- 日程第12 第104号議案 町営住宅柏尾団地建替工事請負契約締結事項の変更の件
- 日程第13 第105号議案 神河町中央公民館空調設備等改修工事請負契約締結事項の変更の件
- 日程第14 第106号議案 平成30年度神河町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第15 第107号議案 平成30年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 第108号議案 平成30年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 第109号議案 平成30年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 第110号議案 平成30年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 第111号議案 平成30年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 第112号議案 平成30年度神河町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第21 第113号議案 平成30年度神河町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第22 第114号議案 平成30年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議員派遣の件
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
日程第4 報告第12号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
日程第5 第97号議案 神河町教育委員会委員の任命の件
日程第6 第98号議案 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第7 第99号議案 神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件
日程第8 第100号議案 神河町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定の件
日程第9 第101号議案 神河町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第10 第102号議案 神河町公の施設（神河町ケーブルテレビネットワーク施設）の指定管理者指定の件
日程第11 第103号議案 神河町公の施設（わくわく公園）の指定管理者指定の件
日程第12 第104号議案 町営住宅柏尾団地建替工事請負契約締結事項の変更の件
日程第13 第105号議案 神河町中央公民館空調設備等改修工事請負契約締結事項の変更の件
日程第14 第106号議案 平成30年度神河町一般会計補正予算（第4号）
日程第15 第107号議案 平成30年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第2号）
日程第16 第108号議案 平成30年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第17 第109号議案 平成30年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
日程第18 第110号議案 平成30年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第19 第111号議案 平成30年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）
日程第20 第112号議案 平成30年度神河町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第21 第113号議案 平成30年度神河町下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第22 第114号議案 平成30年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第2号）
日程第23 議員派遣の件

出席議員（11名）

1 番 廣 納 良 幸	8 番 藤 森 正 晴
2 番 三 谷 克 巳	9 番 藤 原 裕 和
3 番 澤 田 俊 一	10 番 栗 原 廣 哉

4番 小寺俊輔
5番 吉岡嘉宏
6番 小島義次

11番 藤原日順
12番 安部重助

欠席議員（1名）

7番 松山陽子

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 坂田英之 主事 山名雅也

説明のため出席した者の職氏名

町長	山名宗悟	地域振興課参事兼施設連携まちづくり事業特命参事	
副町長	前田義人 小林英和	
教育長	入江多喜夫	地域振興課参事兼農林業特命参事	
町参事	石堂浩一 多田守	
総務課長	日和哲朗	建設課長	真弓俊英
総務課参事兼財政特命参事		地籍課長	児島則行
.....	児島修二	上下水道課長	中島康之
情報センター所長	藤原秀洋	健康福祉課長	桐月俊彦
税務課長兼滞納整理特命参事		健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	
.....	和田正治	保西瞳
住民生活課長	高木浩	会計管理者兼会計課長	
住民生活課参事兼防災特命参事		山本哲也
.....	田中晋平	病院事務長	藤原秀明
ひと・まち・みらい課長		病院総務課長兼施設課長	
.....	藤原登志幸	藤原広行
地域振興課長		教育課長兼センター所長	
.....	山下和久	藤原美樹

議長挨拶

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに第87回神河町議会定例会が招集されましたところ、議員各位並びに執行部におかれましては、定刻までに御参集を賜り開会できますことは、町政のため、まこ

とに御同慶にたえません。

紅葉の見ごろも過ぎ、ことしはや師走となりました。10月25、26日には、大山地区、南小田地区において議会報告会を開催させていただきました。多くの方に出席をしていただき、町の抱える問題について多様な御意見を伺いました。内容等については、広報公聴活動調査特別委員会においてまとめていただき、1月発行の議会だよりかみかわにて掲載をさせていただきます。

11月13日には、神崎郡3町と多可町の議会議員研修として、金澤副知事を講師に迎え、「兵庫2030年の展望『すこやか兵庫』をめざして」と題して講演を受けました。町長を初め多くの職員の方にも御参加をいただきました。時代は必ず変わる。そのときどう行動するか、対応するかで将来の生き残りにつながっていくという内容であったと思います。今後、まちづくりはさらに重要な時期を迎えると認識したところであります。

国においては、31年度予算が100兆円を突破し、過去最大となる見通しで、来年10月の消費税引き上げに備えての景気対策や幼児教育無償化などの子育て支援、高齢化に伴う医療、年金などの社会保障費の増加が見込まれています。誰もが公平に恩恵が受けられる国づくりを望むところであります。

今次定例会に町長から提出されます議案は、後ほど議会運営委員長から報告がありますが、報告、人事、条例の一部改正、指定管理者の指定、工事請負契約の変更、補正予算の計19件であります。いずれも町政にとって重要な案件であります。議員各位には格別の御精励を賜りまして、適切妥当な結論が得られ、結果として町民の負託に応えられるよう望みまして、開会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。師走に入りまして、何かと気ぜわしい毎日となってまいりました。

議員各位にはそれぞれ御健勝にて御活躍されておりますこと、お喜び申し上げます。

第87回神河町議会定例会開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

先ほど議長の挨拶の中にも触れられておりましたが、国におきましては、本日の神戸新聞も載っておりました。2019年度、平成31年度の予算案がこのほど取りまとまったということでありまして、初めて100兆円を超えるという予算規模になるようでございます。内容につきましては、消費税の改正に伴う景気対策を中心とした増額というふうになっておりまして、21日の閣議決定を目指す編成作業となっているようでございます。私どもといたしましても、国の状況をしっかりと把握しながら、神河町における新年度予算の編成にも当たっていかねばいけないというふうに考えております。

神河町のことし1年を振り返ってみますと、台風7号の影響による総雨量700ミリ

を超えた7月豪雨、その後数回に及ぶ台風接近、通過に伴う水防本部設置など、近年まれに見る1年であったというふうに言えます。特に7月豪雨による被害は、大河内エリアを中心に多発をし、現在、災害復旧工事を実施しているところであります。

このたびの豪雨では、平成21年災害以降、兵庫県は集中して砂防・治山堰堤を施す事業展開をしていただいたわけですが、神河町においてもその施された地域ではほとんど災害が発生していないことがはっきりと見て取れたわけですが、改めてこの山間部における源流域における砂防・治水事業の重要性が明らかになったと感じているところであります。今後、引き続いての県、国への要望活動に取り組むことといたしております。

一方、神河町にとりましては、地域創生をさらに加速させるべき神河町長期総合計画あるいは総合戦略5カ年計画に基づいて、各種事業遂行に努めてまいりました。何といましても昨年は、道の駅「銀の馬車道・神河」、また峰山高原リゾートホワイトピークのオープンなど、神河町に新たなにぎわいの場、雇用創出、経済循環拡大の場として誕生したわけですが、29年度の入り込み客数では、幾らかの施設で前年を下回る中、道の駅は6万5,000人、現在まで延べ16万人を超える。ホワイトピークは6万人の入り込み客でにぎわい、28年度の入り込み客63万4,000人に対しまして70万5,000人と、3年ぶりの70万人を超え、本年度については10月末現在55万人と、前年対比122%の伸びとなっているわけですが、さらに、マスコミからの取材、テレビ撮影なども年間通じて町内全域で実施されるなど、着実に神河ブランドは高まりつつあることを実感しているところであります。

移住定住政策におきましても、しんこうタウンの全区画の完売、若者定住では、家賃補助では新規と継続合わせて53世帯、住宅取得及びリフォームでは、今年度24世帯、延べ74世帯と順調な伸びとなっています。

一方、子供の出生数は、回復はしていますが、60数名の見込みとなっています。

今年度も残すところ4カ月、引き続き「交流から定住」をキャッチフレーズに、各種事業に全力で取り組むとともに、適正かつ効率的な予算執行に努めてまいり所存であります。

今回の定例議会に上程をさせていただきます案件につきましては、専決処分1件、人事案件1件、条例制定4件、指定管理者指定2件、工事請負契約2件、平成30年度各会計補正予算9件の合わせて19件の提案をさせていただきます。議員各位には慎重審議により御承認賜りますようお願いを申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

午前9時09分開会

○議長（安部 重助君） ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達していますので、第87回神河町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に入る前にお知らせをいたします。

松山陽子民生福祉常任委員長におかれましては、療養中のため、本定例会会期中、欠席届が出ておりますので、御了承を願います。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安部 重助君） 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長から指名いたします。

8番、藤森正晴議員、9番、藤原裕和議員、以上2名を指名します。

○議長（安部 重助君） 次の日程に入る前に、先般開かれました議会運営委員会の決定事項について報告を受けます。

廣納良幸議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（廣納 良幸君） おはようございます。1番、廣納です。議会運営委員会の報告をいたします。

去る12月3日に議会運営委員会を開催し、本定例会の議事運営について協議し、決定いたしました事項を御報告申し上げます。

まず、会期の日程でございますが、本日から12月19日までの14日間と決しております。

町長から提出されます議案は、専決処分1件、人事案件1件、条例の一部改正4件、神河町公の施設の指定管理者指定の件2件、工事請負契約締結事項の変更の件2件、補正予算9件、計19件が提出されております。

議会からの提出議案等は、意見書1件で、最終日に提出する予定となっております。

議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

本日、第1日目は、提案説明の後に質疑を行い、報告第12号については了承、第97号議案については同意、第98号議案から第105号議案については表決をお願いすることといたしております。第106号議案の一般会計補正予算は総務文教常任委員会に付託し、審査をお願いすることとしております。第107号議案から第114号議案の各特別会計、企業会計補正予算については、最終日採決としております。

一般質問につきましては、事前に通告のとおり、通告締め切りを11月28日の午後3時とし、本会議第2日目の13日に行います。

19日の最終日は、委員会に付託しました議案の審査報告の後、表決をお願いし、あわせて第107号議案から第114号議案の表決をお願いいたします。また、発議第3号についても表決をお願いすることとしております。

なお、閉会中に陳情書1件を受理しております。議会運営基準第140条、第142

条の規定により、その写しを配付しておりますので、御確認ください。

以上のとおり今期定例会の会期日程及び議事日程等について決定し、議長にお願いしております。議員各位には格段の御協力をお願い申し上げます。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 議会運営委員長の報告は終わりました。

それでは、日程に戻ります。

日程第2 会期の決定

○議長（安部 重助君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から12月19日までの14日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月19日までの14日間と決定しました。

日程第3 諸報告

○議長（安部 重助君） 日程第3、諸報告でございます。

監査委員より例月出納検査及び定期監査の監査報告を提示していただいております。お手元にその写しを配付しておりますので、御一読願います。

閉会中の主な事柄については、別紙一覧表として配付しております。

なお、各委員会の閉会中の活動状況については、各委員長より報告をしていただきます。

まず、総務文教常任委員会、お願いします。

三谷克巳総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員会委員長（三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。それでは、閉会中におけますところの総務文教常任委員会の調査活動の報告をいたします。

委員会を11月14日に開催し、所管の事務調査を行いましたので、その内容の報告をいたします。

最初に、教育委員会の教育課関係ですが、まず、学校施設の整備ですが、越知谷小学校、長谷小学校とも普通教室ほか7教室にエアコンを設置しております。また、長谷小学校では1階と3階のトイレを洋式化しております。

この件について、エアコン設置は、集中管理方式で予算を立てられ、予算額が約9,000万円であったが、結果的にはセパレート方式に変更され、約900万円で済んでいると、どの段階でこのセパレート方式に変わったのかという質疑がございまして、これに対して、予算編成時の概算見積もりでは、施設の実態を見ずに図面だけで判断して積算をしていた。5月に設計監理の業務発注をして、そして請け負われた業者からセパレ

ート方式でも可能という提案を受けて、そこに至ったとのことでございます。

次に、福本遺跡の関係ですが、ガイダンス施設の建設場所を決めるに当たり発掘調査を実施したところ、3基の柱の穴の跡を検出しました。そのため、来年1月に追加の発掘調査を実施する予定でございます。遺構が確認されなければ、その場所でガイダンス施設を建設していくことになります。

続いて、福本堂屋敷で飛鳥時代後半に建立された寺院の建物基壇、土台ですが、これが発見されました。そしてこの基壇の周りには犬走りがめぐらされていて、その周囲からは古代の瓦や土器が出土しています。瓦は福本遺跡の瓦窯で出土したものと特徴が一致しているとのことでございます。この古代寺院は、旧神崎郡域では溝口廃寺など南部のほうでは発見されていましたが、北部では唯一の古代寺院でございまして、福本堂屋敷廃寺と名づけられました。

次に、公立小・中学校の適正規模、適正配置に関してですが、10月19日に越知谷5地区の区長さんよりの連名で、越知谷小学校、幼稚園の統合に関して、32年4月1日を統合の目安にする。また、1年前までに結論を出し、準備期間を1年間置くことなどを内容としたところの要望書が提出されています。

これを受けての今後の取り組みスケジュールについての質疑がございまして、統合の判断は、最終的には設置者である町長になるので、総合教育会議を開き、教育委員も含めて町長と協議をするとのことです。また、通学の問題、子供たちがうまく融合できるような交流の進め方、制服などもろもろの課題を統合に向けて進めていくための統合準備委員会を早目に立ち上げたいとのことでございます。

長谷小学校・幼稚園は、32年以降の統合について、保護者で検討していくことが確認されておりまして、現在、保護者で協議をされています。10月16日のPTA会員による協議では、アンケート調査を実施することが決定されています。

続いて、保育所の待機児童に関してですが、現在ははいないという話でございましたが、実態はどうかという問いがございまして、待機児童は施設規模での定員をオーバーしている場合と、保育士が確保できないので受け入れができない場合が考えられますが、そこまでの把握はし切れていないということでございます。保育料無償化の話もあるので、きっちりと町の方針を持ち、ニーズを把握して、待機児童が出ないようにしていきたいとの回答でございました。

また、放課後子ども教室事業は、児童を見守るボランティアさんの減少により実施が難しくなっている学校が出てきているとのことでございます。

次に、地域交流センターですが、来年度の長期山村留学生の募集を9月から開始しており、現在、資料請求が23件ありまして、うち6名から願書の提出をいただいております。また、短期山村留学事業は、旅館業法の関係で、9月から日帰り短期事業だけを実施しています。参加者不足を心配しておりましたが、定員に達して締め切る日もあったので、これを長期山村留学につなげていきたいとのことでございます。

一方、越知谷小学校の統合の動きが具体化してきているので、今後の山村留学のあり方について検討、判断をする必要が出てきております。山村留学を続けてほしいという声もあるので、山村留学推進委員会で十分協議をしていきたいとのことでございます。

続いて、公民館の関係ですが、ふるさと文化祭事業では、作品展が11月9日から11日までの間、神崎公民館で開催されました。出展者は476名で、548点が出展されていました。

第13回の芸能発表会は、12月9日に神崎公民館で開催されます。出演者は23団体、170名の予定でございます。

また、神崎公民館の陶芸用の電気窯が誤操作により壊れて、修復ができないので、白林陶芸館の窯を使用しております。今後、センター長谷にある窯を活用するのか、また購入するのも含めて、検討をしているとのことでございます。

続いて、給食センターですが、蒸気ボイラーの更新工事、また蒸気配管の取りかえ工事、機械室の照明取り付け工事については、全て夏休み中に終了しております。

食育の取り組みでの地産地消につきましては、給食に鹿肉のかりん揚げを提供し、好評を得ています。また、10月末現在の地場産野菜の全体の利用率は31.7%で、前年に比べ3.7%ふえています。

続きまして、情報センターの報告に移ります。

超高速ブロードバンド基盤整備に係る宅内へのケーブルの引き込み工事は、10月末での進捗率は83.5%で、計画どおり進んでいますが、連絡がつかないため工事日等を決められない家が約150戸ありますので、連絡手段を確保しているところでございます。

次に、インターネットの高速化につきましては、株式会社サルードとIRU契約により進めておりまして、31年4月から事業開始の予定で、基本サービス、またオプションサービスの内容も決めています。その中で基本となる接続利用料は月額2,500円と定めております。また、一方、貸付料は年間1,500万円で協議をしているところでございます。

また、新しく始めます4K、8Kの衛星放送の試験放送が11月1日から始まっており、新しく設置しました受信設備の受信状況は良好であるとのことでございます。

次に、姫路ケーブルテレビの多チャンネルサービスは、地上波デジタル回線を利用して継続していくことにしました。しかし、一方では、料金には変更が生じるとのことでございます。

続きまして、税務課でございます。

口座振替を推奨するためのアンケート調査を確定申告時に実施する予定でございます。

次に、相続財産管理人を選任するに当たって、裁判所の姫路支部から前もって買い受け人を探しておくように言われているので、集落の意向を聞き、買い受け人を探してもらっているとのことございました。

続きまして、会計課のほうに移ります。

10月末の現金等保管総額は51億2,770万7,156円で、一時借入金、一時預金とも1億円ずつありますが、12月には資金不足を生じる見込みで、約3億円の一時借入金を予定しているとのことをごさいます。

次に、収納代理金融機関ですが、これまでみなと銀行、但陽信用金庫、但馬銀行、三井住友銀行、姫路信用金庫の5行を指定していましたが、このたび播州信用金庫も指定して、11月1日から取り扱いを開始しております。

続きまして、総務課ですが、平成29年度の決算、それから30年度の普通交付税算定額を踏まえた49年度までの財政シミュレーションの説明を受けております。県からはヒアリング時に、普通交付税が一本算定になる33年度以降の実質公債費比率と財政調整基金残高に留意するように指摘を受けたとのことをごさいます。

10月末現在のふるさと納税の実績は、480件、906万5,970円で、前年度の約半分の実績となっております。

また、返礼品として、日本郵便による見守り訪問サービスを追加していくことで協議をしているとのことをごさいます。

入札関係で、測量設計業務の入札においては、最低制限価格を導入することで調査・調整中で、来年早々までに実行できるよう進めているとのことをごさいます。

次に、自治体クラウドに関してですが、全国的に推進の動きがある中で、神河町は株式会社日立システムズで単独クラウドを設置している三木市、それから宍粟市、洲本市の4市町で共同化について検討をしているとのことをごさいます。

最後に、宿日直業務に関してでございますが、現在のサービスを維持することを前提に、宿直業務は31年4月1日からシルバー人材センター職員2名で行う体制に移行する予定でございます。また、日直業務は、先行町の状況を確認して、委託先などの課題を調整していくとのことをごさいます。

この件につきましては、緊急時の対応、苦情の対応、人の確保などに関して多くの質疑がございました。また、早目早目に調整していくことや、通話録音の提案もしたところでございます。執行部からは、職員でやっているサービスを引き継ぐことを前提にした場合のマニュアルをつくる。シルバー人材センターと再度調整をして、研修、講習を行い、それに従って業務に当たっていただきたいと思っているとの回答でございました。

当委員会でのやりとりを十分認識する中で進めてもらいたいとの意見を述べて、委員会を終わっております。

以上、大まかな報告をさせていただきましたが、これ以外の事項、また詳しい質疑応答の内容は、お手元に配付しております報告書にまとめておりますので、後ほど御一読ください。

以上で総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 次に、民生福祉常任委員会、お願いします。

廣納良幸民生福祉常任副委員長。

○民生福祉常任委員会副委員長（廣納 良幸君） 民生福祉常任委員会の報告をいたします。

閉会中の委員会活動について報告をいたします。

去る11月9日に民生福祉常任委員会を開催し、平成30年度事業執行状況について説明を受け、調査を行いました。事業執行調査の結果を御報告申し上げます。

まず最初に、公立神崎総合病院所管（平成30年度8月末）で、病院事業会計収益的収支の状況の説明を受けました。平成30年8月末、平成29年8月末を比較しております。事業収益は、30年度、13億346万426円、29年度、13億1,978万1,353円、比較マイナス1,630万927円でございます。事業費用、10億9,455万5,946円、11億1,836万6,286円、比較マイナス2,381万340円となっております。純利益は、2億890万4,480円、2億141万5,067円、比較748万9,413円。

次に、入院患者数でございますが、1万6,046人、1万5,958人、比較で88人の増加になっております。外来患者数4万3,486人、4万6,992人、比較でマイナス3,506人でございます。

病院事業会計補正予算で、一時借入れの限度額を5億から8億に変更しております。その理由の一つといたしまして、MRI、CTなどの買いかえによるものでございます。また、人件費（3条）職員の異動等による減、マイナス839万3,000円、人事院勧告等による増、641万6,000円、人件費（4条）職員の異動等による増、30万5,000円、人事院勧告による増、3万円。

訪問看護事業会計補正予算。人件費、職員の異動等による減、マイナス256万8,000円、人事院勧告による増、33万1,000円。

介護療育支援事業会計補正予算。人件費、職員の異動等による増、39万7,000円、人事院勧告による増、12万4,000円。

次に、新公立病院改革プランの状況でございます。公立宍粟総合病院との連携。姫路聖マリア病院との連携等を考えております。

次に、健全経営に向けた取り組み状況。その他として、経営形態の見直し等の検討についてを説明を受けております。

次に、順不同ではございますが、調査、質疑に入ります。

まず最初に、収益減、患者数減等々で経営形態の見直し、マリア病院等との連携等で早く経営改善を図らなければならない状況だと思っておりますが、いかがでしょうかという問いに対して、言われるとおりで、勉強会開催と検討組織を立ち上げる等、今年度中に行いたいと思っております。経営形態の中では、独立地方……。

○議長（安部 重助君） 暫時休憩いたします。

午前9時36分休憩

午前 9 時 4 1 分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

それでは、引き続きお願いします。

○民生福祉常任委員会副委員長（廣納 良幸君） 途中になりましたが、経営形態の中で、地方独立行政法人を検討したいと考えておりますとの答弁でございました。

それに対して質疑を受けました。病院経営支援システムには、コンサルの経営分析料、改善分析料などは入っているのでしょうかという質疑に対し、答弁は、月 2 回の病院での分析・講習会などの出席等、全て入っておるとの答弁でございました。

続きまして、リハビリ科の患者数が大きく減っているが、その原因は何かという問いに対して、医療保険で長期の維持期リハビリに制限がかかるようになったとのことでございます。3 カ月、6 カ月との区切りがありまして、それ以上は介護施設に移っていただく必要がありますが、今、病院も介護保険の事業所になろうと申請し、今年度中に認可がおりる予定となっております。緩和ケアで病院の施設を介護保険のリハビリにそのまま施設を使えるというメリットがあるそうでございます。

続きまして、健康福祉課所管でございます。

地域包括ケアシステム構築及び協議体の進捗状況について、高齢者福祉等関係事業の取り組み、検討状況について、障害者福祉事業及び施設整備の検討状況について、食育及び健康増進事業の取り組みについてなどの説明を受けました。その後、質疑に入りました。

まず、ゆめ花館の移転先について、町有地とあるが、どこに移転されるのでしょうか。運営は町社会福祉協議会とあるが、前に北館整備のときに中館、南館のあいたところでの話があったが、それはどうなりましたでしょうかという問いに対し、社会福祉協議会では、障害者の拠点づくりとあわせて、ゆめ花館の運営を社会福祉充実財産 7,500 万円で前向きに考えているところでございます。病院への移転は、ゆめ花館の当時の施設長から辞退の申し入れがあったと聞いておりますとの答弁でございます。

次に、宝寿会が旧難波酒造を取得されたこと、また、前回聞いた東柏尾に共生型サービス事業所ができる件についてお尋ねをいたします。答弁として、宝寿会の件は、ひと・まち・みらい課の事業で、補助金を使い、今、改装修理を行っています。レストラン、お土産を売る施設にしたいとのことでございます。そこで障害者の雇用も検討しているとのことでした。東柏尾の件は、まだ町のほうに申請が出ておらず、来年の 2 月か 3 月に開設できればとのこと、今年度中に申請したいとのことでございます。宝寿会は就労 A、就労 B を考えているとのこと、もう少し時間がかかりそうで、ゆめ花館の皆さんが直ちにすぐに雇用できるものではないそうで、具体的な話はこれからだそうでございます。

続きまして、多機能トイレ（オストメート）は、神河町の支庁舎に 1 カ所しかない。

旧大河内エリアにも早急につくるべきと思うが、その点についていかがかという問いに対し、来年度に予算化をして、ケアステーション、西本所長に見てもらおう話をしておりますとの答弁でございました。

次に、支庁舎の日曜証明窓口の縮小・廃止について、区長会ではどのような意見が出たでしょうかという問いに対し、また、本庁舎でその機能を残すという考えはございませんかという問いに対し、意見は出ませんでした。本庁舎でやることは今は考えていないとの答弁でございました。

最後に、住民生活課所管でございます。

広域行政、ごみ処理、し尿処理の今後について、防災無線、防犯対策等の取り組み状況について、町営住宅の管理運営について、特定空き家対策の進捗状況について、国民健康保険の取り組みについて、カーボンマネジメント事業の進捗状況について、これらの説明を受けました。

次に、順不同で質疑に入りました。

まず、防犯カメラの新設で、費用はどのぐらいかかるのでしょうかという問いに対し、1カ所当たり大体20万から25万で、1カ所につき2方向が撮影できるということでございます。

次に、広域ごみ行政の中で、公募に応募された集落名を教えてください。応募が2カ所、各町コンサルの提案で5カ所ずつ、計15カ所プラス2カ所、17カ所でよろしいのか、応募の2カ所が条件を満たせば、コンサルが選定した各町5カ所は検討しないということなのでしょうかという問いに対し、応募は市川町1集落、福崎町1集落でございます。集落名は決定まで非公開となっております。また、候補地一括方式で29年度の事業として選定し、各町5カ所の計15カ所は応募がなかった場合の担保で、前の会議で各町1カ所の3カ所と今回応募の2カ所、計5カ所により選定委員会で選考しておりますとの答弁でございました。

次に、防災無線の件で、ふぐあいが多く、住民の皆様から苦情を聞いておりますが、徹底的に原因究明をお願いしたいが、現状はどうなっているのか。それに対し、家電製品等が出すノイズによるふぐあいとかLEDに交換するとかでも聞こえなくなったとの声をお聞きしております。ダイポールアンテナ、八木アンテナでよくなるのか、ふぐあいは多く出ておりますが、いかがでしょうかという問いに対し、大嶽山から見通しがよい南部地域でもノイズが出るようになっております。再送信子局の数をふやしても同じくノイズは解消されないと思われま。最終的には各戸にダイポールアンテナで対応していくのが一番費用対効果としても有効であると、今現在のところはそのような考えでおります。また、皆様に対してふぐあいの内容の告知を行うか、広報かみかわに掲載、チラシを全戸配布するなど、繰り返し機会を捉えてふぐあいの解消をしてまいりたいと思っておりますとの答弁でございました。

次に、ハザードマップで自分の家の周りの状態をもっと詳細に書き込んでほしいとの

御意見が議会報告会でありました。それをハザードマップに書き込むことはできるでしょうかとの問いに対し、各個人の周辺の存在する危険箇所を網羅したハザードマップは、今のところそこまでは対応できておりません。自主防災等の会合の中で、各リーダー様を通して消防団を踏まえて各区のパトロール時に点検していただき、消防団を通してまた町のほうに情報を上げていただき、地元と町が情報を共有して危険箇所の把握に努めてまいりたいとの答弁でございました。

次に、人口の推移が最近どのようになっているのか、広報紙を見てもわからないとある区長様からの質問状が議会報告会にありました。各区ごとの出生数とか年齢ごとの動きとかをもっと把握しておきたい。毎年の各区の推移を把握し、区として、また校区として、地域として、問題等の把握、解決のための指標にしてもらう必要があると思いますが、いかがでしょうか。各区に協議体もでき上がっている時期でございますから、どのように思われるかをお伺いしたいとの問いに対し、平成28年度に地域創生総合戦略を作成したときに、人口シミュレーションを出した資料を各区で毎年行われる町長懇談会で一度だけお示しをしました。協議体に関しては、将来予測ということで各区にお示しをしたデータがありますが、これに少し手を加えて公表していくことを考えていきたいと思っておりますとの答弁でございました。

以上で民生福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 次に、産業建設常任委員会、お願いします。

藤森正晴産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員会委員長（藤森 正晴君） 8番、藤森です。それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

閉会中に委員会、11月の6日に行いました。それについての報告をいたします。

まず最初に、建設課所管であります。

橋梁長寿命化修繕事業で修繕対象となる橋梁の96橋については、点検、修繕の後、重量制限のままいくのか、かけかえするのか、基本的な方向が見えてこない、どうするのかという質問が多く出ました。この質疑につきましては、議会報告会の中でも出てまいりました。それに対して、区長様ともよく相談し、財政とも協議しながら方向性を出していきたい。また、変更あるときは報告するとのことであります。

次に、町道作畑・新田線であります。作畑・新田線の用地、立木の買収をし、側溝にふたをして用地を広げるところは最大6メートルを確保し、町道5メートルの設定で進めているとのことであります。

次に、上下水道課所管であります。

合併浄化槽の漏れで何回修繕しても直らないもの、また、外的な要因で修繕が発生するおそれがある箇所における入れかえを行っているとのことであります。

次に、漏水調査は半分ぐらい進んでおります。また、修理については、業者においてお願いする部分もあるが、職員で随時直しているとのことであります。

次に、地籍課所管であります。

これも報告会の中で出た意見であります。コンクリート畦畔等で2枚、3枚に分けてある田の分割畦畔をとり1枚にしたとき、もとおりに復元できるかについてであります。境界として一筆一筆に地番を持っている田と便宜上構造物だけが入っている田との2通りがあります。後者のほうは地籍調査事業ではできませんが、境界くいを設置して残していく方法は可能かと思えますということであります。

次に、地域振興課所管の農林業係であります。

これも同じ田のことです。田の畦畔除去に対する補助制度はなくなっているが、除去して復元できることを啓発していき、作業の効率化をつなげるように指導していきたいとのことです。

次に、これも報告会の中で出た意見であります。現在は熊が出ております。熊対策については、町としては啓発するしかないとのことであるが、警察への連絡、ケーブルテレビによる告知や学校へ呼びかけをし、登下校時に猟友会の方たちに巡回等をしてもらうようお願いしてはという申し入れをしております。

次に、商工観光係であります。

スキー場の改善策として、駐車場の増設84台や駐車料金徴収システムの導入、チケット売り場、レンタルコーナーの増設、リフトワイヤの切り詰め工事の説明を受けました。これについて幾つかの質疑が出ております。主な質疑について報告をいたします。

まず最初に、リフトワイヤの切り詰めについて、経年劣化はわかるが、1年目でたるみ、切り詰めとは理解できないという質疑が出ました。この答弁につきまして、第2ペアリフトであり、メーカーによると、初年度か2年目では必ず切り詰めが発生すると聞いている。現在、約120センチの伸びで、このままでいくとシーズン中には余幅がなくなってしまうとのことです。

次の質問であります。センターハウスの側面にチケット売り場の増設とのことだが、当初、これ以上外部に取りつけないということであったが、どうなっているのかという質疑であります。これについて、何もつけないという計画を変更することは申しわけないですが、片屋根のガレージというイメージで、建物とは切り離れた設置でありますとのことです。

次の質疑であります。レンタルコーナーにコンテナを4連結置くとのことだが、冬場だけの設置になるのか、また、外観は景観に合致したものかという質疑であります。これについて、コンテナは年中置いていくようになる。しかし、基礎を打って固定ではない。景観においても色等を配慮して努めていくとのことです。

次に、リフト券料金の変更がなされているが、徴収は年中なのか、スキーシーズンのみなのかの質疑であります。これについて、あくまでもスキーシーズンのみである。何かのイベントがあるときは徴収することになると思うとのことです。

次に、ひと・まち・みらい課所管であります。これも議会報告会の中の質疑が出まし

た。

シングルマザーの関連で、働く保護者の体制づくりとして、学童保育の時間延長や幼稚園児の土曜日預かり、また、病児・病後児保育等についても病院等と内部調整しながら進めていく予定であるとのことでもあります。

次に、まるしいたけ事業の後継候補、株式会社すずき食品研究所について、企業協力があるのか、親会社である鈴木合金がバックアップしてくれるのか、また、株式会社シンケンとの反省を踏まえて、確約をとることや、事業着手前に協定書等を結び、問題のないように慎重に進めるように申し入れました。

次に、ひょうご地域創生交付金を活用し、中村、粟賀町の町道380メートル、秋山ガス店からカフェ花家の間にあります。この間をストリートプリント工法で石畳風に仕上げるとのことです。

次に、現地視察を行っております。9月27日、峰山高原スキー場に設置された巨大ジャングルジムとジップラインの視察を行いました。それを見る限りは、景観としては余りよい感じを受けておりません。また、増設される駐車場の視察も行い、できるだけ費用のかからないようにやってくださいと求めています。

以上が産業建設常任委員会の報告であります。終わります。

○議長（安部 重助君） ここで私のほうより報告をさせていただきます。私のほうからは、9月定例会以降、閉会中の重立った事項について報告いたします。

10月1日、県町議会議長会正副会長会議に続いて評議員会議が神戸で開催され、私が出席しております。平成31年度兵庫県政に対する要望等について協議をしております。

10月2日、交通事故物故者追悼式が香寺町溝口でとり行われ、私が出席しております。

10月3日、中播北部行政事務組合議会定例会第1日目が開催され、藤原日順副議長、松山陽子民生福祉常任委員長と私が出席しております。

10月9日から10日、全国町村議会広報研修会が東京で開催され、吉岡嘉宏広報公聴活動調査特別委員長、栗原廣哉委員、藤原日順委員に出席していただいております。

10月11日、中播衛生施設事務組合議会定例会第2日目が開催され、松山陽子民生福祉常任委員長と私が出席しています。8月30日に提出された平成29年度事務組合一般会計歳入歳出決算を認定しております。

同じく10月11日、中播農業共済事務組合議会定例会が開催され、藤森正晴産業建設常任委員長と私が出席しております。付議事件は、平成29年度事務組合農業共済事業会計決算の認定等についてであります。

10月13日、地域安全郡民大会が神崎公民館で開催され、私が出席しております。

10月22日、かみかわ夏まつり運営委員会が開催され、私が出席しております。

10月25日、中播北部行政事務組合議会定例会第2日目が開催され、藤原日順副議

長、松山陽子民生福祉常任委員長と私が出席しております。10月3日に提出された平成29年度事務組合会計歳入歳出決算について認定しております。

10月25日と26日、第6回神河町議会報告会を杉宮農センターと南小田農村環境改善センターにおいて開催しました。地域の皆様と直接意見交換ができ、貴重な御意見をいただきました。町管理職員の皆さんも多数御参加いただき、ありがとうございました。

10月26日、神河町人権文化推進協議会指定人権教育実践発表会が長谷小学校・幼稚園で開催され、私と各議員が出席しております。

10月30日、岡山県浅口市議会から空き家活用事業について行政視察に来町されています。議会からは私が、行政からはひと・まち・みらい課参事と担当職員に対応していただきました。

10月31日、市町正副議長研修会が神戸で開催され、藤原日順副議長と私が出席しております。「激変する日本経済の行方～輝く地域・輝く人の条件とは～」と題して、経済ジャーナリストの渋谷和宏氏から講演を受けております。

同じく10月31日、第1回次期ごみ処理施設建設用地選定委員会が開催され、廣納良幸民生福祉常任副委員長に出席していただいております。

11月1日から2日、全国町村監査委員協議会研修会が東京で開催され、清瀬代表監査委員と小寺俊輔監査委員が出席されております。

11月5日、西播磨市町議長会第2回総会がホテルリラクシアで開催され、私が出席しております。引き続き峰山高原リゾートグリーンピークと道の駅「銀の馬車道・神河」を視察しております。

11月7日、県町議会議長会議員研究会が市川町ひまわりホールで開催され、私と各議員が出席しております。1部の議会運営委員研修会では、議会運営と議会運営委員会の役割について、地方議会総合研究所、廣瀬和彦氏から講義を受け、2部の議員研究会では、「神戸ビーフのブランド管理と輸出の取組み」と題して、神戸肉流通推進協議会事務局長の谷元哲則氏から講演を受けております。

11月10日、神河やまびこ学園第12期生収穫祭が地域交流センターで開催され、私と各議員が出席しております。

11月12日、加西市議会から観光振興施策の取り組み状況について行政視察に来町されております。議会からは私が、行政からは地域振興課長と地域振興課参事に対応していただきました。

11月13日、神崎郡町議会議長会主催の神崎郡町議会議員研究会を福崎町商工会館において開催し、私と各議員が出席しております。「～五国を活かし 日本を先導 世界につなぐ～「すこやか兵庫」をめざして」と題して、兵庫2030年の展望について金澤副知事から講演を受けております。

11月16日、兵庫県町監査委員協議会研修会が神戸で開催され、清瀬代表監査委員

と小寺俊輔監査委員が出席されております。

11月19日から20日、市町村議会議員特別セミナーが滋賀県で開催され、栗原廣哉議員に出席していただいております。

11月20日、県町議会議長会主催の県選出衆参国會議員要望会が東京で開催され、私が出席しております。神河町議会として、地域医療の充実と公立神崎総合病院への運営支援について要望しました。

11月21日、第62回町村議会議長全国大会が東京のNHKホールで開催され、私が出席しております。大規模災害対策の確立や地方創生のさらなる推進を期する決議と国に対する要望事項を決定しました。

11月22日、中播磨地域づくり懇話会が姫路総合庁舎で開催され、町長と私が出席し、町長からは地域資源を生かした町の魅力づくり、公立病院の果たすべき役割と支援策強化、私からは社会基盤整備対策について発言し、知事と意見交換をしました。

11月23日、社会福祉法人宝寿会による旧難波酒造の修復工事に係る地鎮祭がとり行われ、藤原日順副議長と私が出席しております。

同じく11月23日、第5回紅葉ウォーキング&長谷駅写真コンテストが開催され、表彰式に私が出席しております。

11月26日、県町議会議長会の県政に対する要望会が神戸で開催され、私が出席しております。県議会正副議長と面談し、10項目の要望を行っております。神河町議会としては、社会基盤整備の促進、JR播但線の利便性向上に向けた取り組み強化、地域包括ケアシステムと公立病院への支援強化を要望しております。また、11月29日には荒木副知事と面談し、同様の要望をしております。

11月27日、第2回次期ごみ処理施設建設用地選定委員会が開催され、廣納良幸民生福祉常任副委員長に出席していただいております。

11月30日、県政150周年記念事業として県及び西播磨市町長会・議長会等関係団体主催の地域連携フォーラムが「活力ある圏域の構築を目指して」と題してイーグレひめじで開催され、三谷克巳総務文教常任委員長に出席していただいております。

12月1日、神河町人権・青少年健全育成合同大会がグリンデルホールで開催され、私と各議員が出席しております。

12月4日、商工行政懇談会が町商工会本所で開催され、藤森正晴産業建設常任委員長と私が出席しております。

12月5日、第3回次期ごみ処理施設建設用地選定委員会が開催され、廣納良幸民生福祉常任副委員長に出席していただいております。

閉会中に陳情1件を受理しております。対応については、議会運営委員長から報告があったとおりであります。

なお、定例会ごとに発行しております議会だよりにつきましては、10月11日に第57号を発行し、10月25日に各区長様に配布しております。

以上で閉会中の重立った事項について御報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を10時35分といたします。

午前10時15分休憩

午前10時35分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

これより議案の審議に入ります。

日程第4 報告第12号

○議長（安部 重助君） 日程第4、報告第12号、専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第12号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）でございます。町長の専決処分事項の指定についての規定に基づき、本年7月7日に発生した公用車事故の対物事故分について、9月21日に示談が成立しましたものを同日付で専決処分させていただいたものでございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。それでは、報告第12号につきまして、お手元の専決処分書により御説明を申し上げます。

事故発生日は、平成30年7月7日土曜日午前10時30分ごろで、事故発生場所は、神河町長谷1056番地の5地先の長谷消防分団駐車場敷地でございます。事故概要につきましては、長谷分団長谷部の消防団員が運転する消防自動車、いわゆる町有車両、甲でございますが、駐車場から出るために車両を後進、いわゆるバックさせた際に、後方に駐車中でありました相手方車両、乙に衝突させたものでございます。後方不注意により駐車中の相手方車両に衝突させたことにより発生をいたしておりますので、事故の責任割合は、町有車両、甲が100%、相手方車両、乙がゼロ%となります。駐車中の相手方車両は長谷分団OBの車両で、損害賠償額は25万1,840円で、示談成立日は平成30年9月21日、賠償金支払い日は平成30年10月19日でございます。

なお、7月7日同日は、台風7号から梅雨前線停滞による大雨の影響で大雨特別警報

発令中であり、消防詰所には10名程度が待機をいたしておりました。

今後については、細心の注意を払い、安全運転に心がけていただくようお願いをいたしたところでございます。

以上が報告第12号の詳細説明でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 10番、栗原です。ちょっとお伺いしたいんですが、この発生が7月7日、示談成立が9月21日となっておりますが、これ、何で2カ月以上かかっとなのですかね。それをちょっと教えてください。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。事故発生から保険会社等に連絡を入れさせていただき、そして事故状況の確認をさせていただいております。そして最終的に示談が成立をしたというのが9月21日ということで、この示談につきましては、甲、乙それぞれの責任割合、そして車両の補償、全て完了した日ということになってまいりますので、2カ月間要したというところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 了解しました。わかりました。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかに質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

報告第12号については以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

日程第5 第97号議案

○議長（安部 重助君） 日程第5、第97号議案、神河町教育委員会委員の任命の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第97号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町教育委員会委員の任命の件でございます。教育委員として3期11年にわたり本町教育行政の振興に御尽力いただきました桐月秀樹氏が平成30年12月20日をもって任期満了により退任されることに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、後任の神河町教育委員会委員を任命するものでございます。

後任となります松本日出一氏は、人格高潔で責任感が強く、地域や青少年育成におい

でもリーダーとして人望も厚く、地域社会と連携した教育委員会活動を展開していく上で、教育委員として適する方でございますので、新たに教育委員に任命いたしたく提案するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をいただき、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

藤原裕和議員。

○議員（9番 藤原 裕和君） 9番、藤原でございます。新しく教育委員の交代ということで、大畑在住の松本さんですか、この方が今回議案として任命されるということで説明をいただきました。教育委員さんというものは、それぞれ各地域、寺前のほうとか、長谷とか、それぞれ地域をバックに選ばれるということで、この松本さんという方は、特に越知谷の校区と申しますか、そういう部分の方であろうということなんです。実は、きょうの先ほどの三谷総務委員長の総務委員会の報告でもあったんですけども、越知谷小学校の統合という、そういう部分も大きくこの越知谷地域の問題を抱えた中での選任であろうということなんですけれども、そこら辺が十分この松本さんが地域を、教育委員として地域の課題、ひいては神崎小学校へ統合という、32年の春でしたか、何かそういうような説明もしていただいたんですけども、そこら辺がこの松本さんが十分反映できるということでの提案であろうと思うんですけども、この越知谷地域のPTAの方とか地域の声が生かされるということなのか、そこら辺について、担当のほう、説明をよろしく願いをいたします。

○議長（安部 重助君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 教育長、入江でございます。御意見ありがとうございます。

今回の委員の交代につきましては、今おっしゃっていただきましたように、松本さんを新しい委員にというふうに考えております。もちろんその中で、地域のほうも、在住、大畑ということで、越知谷小学校の統合に関しましてももちろん関心をお持ちであろうということもありますし、それも含めまして、いろいろな意見について反映をさせていただくということで、こちらとしては経歴等も考えながら、あるいは人物等も考えて御依頼申し上げたところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございますので、討論を終結します。

これより第97号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第97号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第6 第98号議案

○議長（安部 重助君） 日程第6、第98号議案、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第98号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

職員の給与決定につきましては、地方公務員法第24条第3項の均衡の原則に基づき、国家公務員を基本として、兵庫県及び県下各市町の状況と町の状況を総合的に勘案し、改定の判断しているところであり、このたびの改正についても、人事院勧告を受け、国家公務員の動向、兵庫県の状況、県下各市町の状況を照らし合わせ改定を行うものでございます。

その改定のポイントといたしましては、給料表の改正、勤勉手当の引き上げ、宿日直手当の改正でございます。いずれもことしの人事院において勧告された内容の改正となっております。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。それでは、98号議案の詳細について御説明を申し上げます。

町長提案にありましたとおり、改正の内容は、宿日直手当の改正、勤勉手当支給率の改正、俸給表、いわゆる給料表の改正といった重立った3点でございます。

それでは、新旧対照表に基づいて御説明をさせていただきたいと思っております。新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思います。

まず、改正する条例の第1条でございます。本則第26条の宿日直手当について、4、

200円から4,400円へ200円の引き上げを行うものでございます。

次に、本則第32条の勤勉手当についてでございますが、これは、本年度の人事院勧告を受け、勤勉手当の年間支給月数100分の180を100分の185に0.05月分の改正を行うものでございます。なお、今年度の対応といたしましては、年間支給月数のうち6月支給分は既に支給済みですので、6月の改定は行わず100分の90のままとし、12月支給分を100分の90から100分の95に引き上げる改正でございます。再任用職員も同様に、6月については100分の42.5のままとし、12月支給分について、100分の42.5を100分の47.5に改めるものでございます。

なお、第32条第5項の部分につきましては、引用する部分をより明確にするための文言整理でございます。

続いて、2ページからをごらんください。別表第1の改定でございますが、これは行政職給料表でございまして、民間の初任給との間に差があることを踏まえて、1級の初任給を1,500円引き上げ、それにあわせて若年層についても同様の改定を行うこととしています。以降、順次引き上げ額が少なくなり、若年層以外については400円の引き上げを基本とした改定となっております。

6ページをごらんいただきたいと思いますが、6ページには、再任用職員の給料表を明示しております。これも400円を基本とした引き上げでございます。

続いて、6ページ下段からの別表第2でございますが、医療職給料表（一）でございまして、これは病院に勤務する医師に適用する給料表でございます。これも行政職と考え方は同じで、民間との比較により初任給を1,500円の引き上げを行い、以降、順次引き上げ額を少なくし、若年層以外では400円を基本とした引き上げとなっております。再任用職員については400円を基本とした引き上げでございます。

次に、10ページ下段からの別表第3は、医療職給料表（二）でございまして、病院等に勤務する薬剤師、栄養士その他医療技術者に適用する給料表でございまして、さきの給料表と同じ考え方で、初任給を1,500円引き上げ、以降、順次引き上げ額を少なくし、若年層以外では400円を基本とした引き上げとなっております。再任用職員については400円を基本とした引き上げでございます。

次に、14ページ下段からの別表第4でございますが、医療職給料表（三）でございまして、病院等に勤務する看護師、准看護師に適用する給料表でございまして、これも同様の考え方で、初任給を1,700円引き上げを行い、以降、順次引き上げ額を少なくし、若年層以外では400円を基本とした引き上げとなっております。再任用職員については、400円を基本とした引き上げでございます。

あわせて、条例ではございませんが、参考としてつけさせていただいております技能労務職給料表についても同じ考え方でございまして、初任給及び若年層で1,500円の引き上げを行い、若年層以外では400円を基本とした引き上げとなっております。再任用職員については400円を基本とした引き上げでございます。

次に、21ページ上段からの別表第5は、イ、医療職給料表（一）級別基準職務表及びウ、医療職給料表（二）級別基準職務表の改正でございます。公立神崎総合病院の医療技術職のうち、技術長、副技術長をなくし課長、副課長に統一するための改正及びそのための役職名の改正とあわせて文言整理を行うものでございます。

続きまして、22ページをごらんいただきたいと思います。中ほどに改正条例第2条がございますが、第2条による改正内容について御説明をさせていただきます。

まず、本則第29条、期末手当でございますが、これは6月支給分と12月支給分の支給月数を変更するものでございます。これまでの期末手当は6月は100分の122.5、12月は100分の137.5を乗じた手当支給でありましたが、平成31年度以降は6月、12月ともに100分の130を乗じた手当支給とするものでございます。ただし、年間支給月数に変更はございません。

次に、本則第29条第3項でございますが、再任用職員の期末手当についても同様の扱いとして、これまで6月は100分の65、12月が100分の80を乗じたものとするとしておりましたが、平成31年度から支給月数を6月、12月ともに100分の72.5を乗じた手当とするものでございます。ただし、これも年間支給月数に変更はございません。

次に、23ページの本則第32条、勤勉手当をごらんください。本年度においては、先ほどの第1条の改正により0.05月の引き上げを提案したところでございますが、ここでは来年度以降の支給月数を期末手当同様に6月、12月を同じ月数に改正するものでございます。一般職員については、今年度は6月が100分の90、12月は100分の95を乗じた手当を支給してきましたが、来年度から6月、12月ともに100分の92.5を乗じた手当となります。また、再任用職員についても同様に、これまで6月は100分の42.5、12月は100分の47.5を乗じた手当でございましたが、平成31年度からは6月、12月ともに100分の45を乗じた手当を支払う改正でございます。

なお、本議案の第1条の改正については、平成30年4月1日にさかのぼって適用を行い、第2条の改定につきましては、平成31年4月1日から適用を行うものでございます。

以上が改正内容でございます。

なお、参考資料といたしまして、人事院勧告の骨子に関する資料を添付させていただいております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。これも1点だけ、分析ができ

てたら教えてもらいたいんですが、先ほどのことしの人事院勧告については、平均で0.16%のアップということで、平均年齢は43.5歳ということだと思います。ですので、国と年齢等が準じておれば、神河町についても0.16%ぐらいのアップとなるんですが、これから後から出てきます各補正予算の給与費明細を見ますと、国保とか後期高齢者については0.51%の増という形になってますので、恐らくこれは職員の年齢構成によってこのような現象が出てきているんじゃないかなと思いますので、行政職の給料表だけで結構ですので、1級から6級の平均的な改定率がわかっておれば、分析されておれば教えてもらいたいんです。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。補正予算の部分にも関連をしてみますが、一般行政職、一般会計におきますところの平均の改定率ということで申し上げたいと思いますが、0.17%ということでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。それは資料を見ればわかりますので、たまたま一般会計は年齢構成等が国と似通っていたので平均的な改定率になっていると思うんですね。ところが後出てます補正予算の介護保険とか国保については0.54というような改定率の部分が表示されておりますのでね、多分これは年齢構成等にかかわってきますので、できたらこの1級から6級までの平均的な改定率、給料表そのものの改定率を分析されていたら教えてもらいたいと、そういうことなんです。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。三谷議員のお尋ねでございますが、各会計トータルをいたしまして平均を出すということになります。その作業をしますと平均値は出てくるということではございますが、現在のところそこまでの分析はしておりませんが、職員構成が、例年退職者に対しまして新規採用ということを継続しておりますので、その点から申し上げますと、例年並みというようなところで推移をするのではないかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。1点だけ教えてください。今回の資料の一番最後に参考資料という中で、人事院勧告の骨子がつけられているんですが、その裏側のページで今回の期末・勤勉手当の改定の趣旨が、期末手当については改正がなしで、勤勉手当について、勤務実績に応じた給与を推進するため、そういう趣旨で0.05カ月分が上乘せになっているという現状がございます。当町におきましても数年前から人事評価制度が導入されて、そういうシステムはできていると思うんですが、現状としては皆さん一律に勤勉手当をいただいております。その辺の今回の改定のこの趣旨と現在の人事評価制度の現状についてお聞かせをいただきたい

と思います。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。澤田議員の御質問のとおりでございます。このたびの改定につきましては、勤勉手当の0.05月のアップということでございます。神河町におきましても人事評価制度を導入をいたしてございまして、人事評価を実施をいたしてございます。結果的にはそのことによる職員への影響については一律といった形にはなってございますけれども、その結果を踏まえてこのたびは全職員同率の0.05月の上乘せというようなところで考えておるところでございます。

○議長（安部 重助君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。条例の改正としては一律に0.05カ月というのはわかるんですけども、職員のモチベーション、また意識改革を高める上で、本来の人事評価制度というのが運用されるべきではないかと思うんですが、町長、現在、神河町の職員については本当に一律支給ということで、皆さん頑張っておられるという認識でおられますか。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 人事評価につきましては、それぞれの部署でのまず自己評価、そしてまた第1、第2次という評価に基づいて、最終的に私確認させていただいております。結論から申し上げますと、それぞれの評価を確認させていただいた結果、同じ支給率で処理をするということに現在なっております。ただし、今後もこの人事評価制度を公平、公正な、そういった制度にしていかなければいけませんので、その辺はより今後、調整といいますか、十分に慎重に進めていかなければいけないものというふうに考えております。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結します。

これより第98号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第98号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第7 第99号議案

○議長（安部 重助君） 日程第7、第99号議案、神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第99号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に係る政令及び規則が改正され、平成30年9月1日から未婚のひとり親家庭に対して寡婦等との不均衡を是正するための対応がとられたことから、県が福祉医療においても同様の対応を行うこととし、各要綱の見直し、改正が行われたことによるものです。

改正内容は、寡婦は前年の合計所得金額が125万円まで市町村民税非課税だが、未婚のひとり親には規定が適用されないという状況と、寡婦は前年の合計所得金額が500万円以下の場合には寡婦控除があるが、未婚のひとり親には適用されないという状況に対応するものでございます。また、平成29年度地方税制改正により政令指定都市の税率変更がなされ、その対応策として、平成30年6月27日の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正が実施されたことにより、県の福祉医療の各要綱が改正されております。これらにより、兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱等に合わせた条例等の内容にするべく、条例の一部を改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。それでは、第99号議案、神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件についての詳細説明をさせていただきます。

まず、みなし寡婦についてですけれども、ひとり親世帯の親の所得について、税控除で寡婦（夫）控除というものがございます。これは、配偶者と死別または離別した後婚姻しておらず、生計を一にする子のある母または父、もしくは夫と死別した後婚姻していない女性で、いずれも前年の合計所得金額が500万円以下の人について控除されるもので、所得金額が125万円以下の方は住民税非課税となります。この死別、離別というのは、戸籍上で婚姻をしていない、いわゆる事実婚というのは含まれないので、ひ

とり親世帯であっても未婚の母または父については寡婦控除は適用されません。兵庫県の福祉医療助成制度の所得制限は、障害者総合支援法に基づく自立支援医療や児童扶養手当法の所得制限を準用しており、それらが寡婦控除等のみなし適用を実施することを受けて、兵庫県も改正を実施いたしました。それによりまして、神河町もみなし適用をするための条例及び要綱の改正となります。

次に、税制改正によりまして、個人住民税所得割の標準税率がその年の1月1日現在、指定都市に住所を有するものについて改正をされました。道府県民税が4%、市民税が6%だったところを道府県民税が2%、市民税が8%となりました。本人の住民税合計額は変わりませんが、各地方自治体で福祉、教育等の制度で受給要件や負担額の決定の際、市町村民税所得割額を基準としている場合、指定都市とほかの市町村で適用される税率が異なるため、不公平な取り扱いとならないように、指定都市で課税された受給者も神河町の税率に算定し直して所得判定するものです。

どちらも全ての受給者について該当するものではありませんが、福祉医療受給資格者の扶養義務者の中に未婚のひとり親もしくは指定都市で課税されている者がいる場合、所得判定に係る町民税所得割額が軽減となる措置であり、住民税の所得割額そのままでは非該当となる方が該当となる場合もあり、受給者側に有利な改正となっております。

また、乳幼児等医療費助成や母子家庭等医療費助成の受給者で町単独事業の該当者がこの措置により県制度該当になるケースも考えられ、その場合は県の補助金対象にもなりますので、町にとっても有利な改正となります。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第99号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第99号議案は、原案のとおり可決しました。

○議長（安部 重助君） 日程第8、第100号議案、神河町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第100号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、これまで住民生活課で所管しておりました子ども・子育て会議の事務につきまして、教育課へと所管がえすることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

藤原裕和議員。

○議員（9番 藤原 裕和君） 子ども・子育ての関係なんですけれども、実はこの子育て会議の設立の時分は、二十五、六年やったかな、数年前、住民生活課で大変いろいろそういう組織会議なんかも、それでスタートをされたんですけれども、実は教育課のほうへということなんですけれども、それはそれなりによろしいんですけれども、実は住民生活課で抱えておられる、今までに問題をいろいろ抱えておられました特に保育所の関係と、子供会なんかの関係もあるんですけれども、そこら辺が教育課のほうへ所管が移っても、住民生活課の子育ての関係で、特に保育所の関係で十分反映されるのか、その点について少しお尋ねをしたいと思います。

それともう1点は、実は、議会の、これ事務局長に少しお尋ねするんですけれども、所管が子ども・子育て会議は民生の担当でして、特に、今おられません松山さんが子育ての関係でたしか会議の会長か何かをされておると思うんですけれども、そこら辺が、所管が変わるということは、総務のほうに所管がもちろんかわるべきやと思うんですが、そこら辺についてもどういう、その状況についても、議会の構成、所管の行政についてお伺いをしたいと思います。

○議長（安部 重助君） これ、2点目については局長の責任でも何でもないので、答弁は控えさせていただきます。

1点目のほう、答弁をお願いします。

日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。所管の部分について、平成30年4月1日からさかのぼっての所管がえ適用ということでの提案でございます。この平成30年4月に事務分掌がえを行いました。保育所業務につきまして、今後の幼保一

元化の業務を見据えながら、教育委員会に移管をするという部分でございまして、その部分につきましては御説明をさせていただいたところですが、このたびの関連条例につきまして、改正漏れがあったということで、大変時期が遅くなってしまったんですけれども、このたび長期総合計画の事務を進めておいた際にそのことが明らかとなりましたので、速やかに改正提案をさせていただいたというところで御理解をいただきたいと思えます。以上です。

○議長（安部 重助君） 教育課長のほうから答弁願います。仕事ができるかどうかということなんですけども。把握ができるかどうかということなんです。

藤原教育課長。

○教育課長兼センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございまして。30年4月から教育委員会のほうに、先ほど議員さんがおっしゃられました子ども・子育て会議、また保育所、子供会等、児童福祉に係る部分が教育委員会に移ってまいりました。その部分については、教育委員会、経験がございませんので、常に住民課と、特に課長と連携をとりながら現在も進めさせていただいているところでございまして。保育所の部分については、今、認定こども園というところで、幼稚園と保育所をあわせたこども園についての検討もしているというところでございまして、その点についても教育課の中でしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

また、子ども・子育て会議につきましては、この12月に第1回目を開催するわけですけれども、総務委員会、総務委員さんの中から委員として選任をいただいているところでございまして。以上でございまして。

○議長（安部 重助君） 藤原裕和議員。

○議員（9番 藤原 裕和君） 9番、藤原です。教育委員会のほうは、私、意見としてはいいんですけれども、実は住民生活課が保育所を担当しておる、子供会等も含めて、そこら辺が、今の幼保一元化のこういう部分で、十分意見がその会議の中で反映されるのかということで、住民生活課の課長のほうの一言お考えも聞きたいと思えます。よろしく願います。

○議長（安部 重助君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございまして。昨年度、29年度ですけれども、幼保一元化、それから認定こども園につきましても検討を進める中で、県のほう、県の担当部署のほうへ勉強会いきますか、そういったものも教育委員会と住民生活課と一緒にやって勉強をしたりしております。それから、子供会につきましても、例えば6月の町の球技大会につきましても、共同開催いきますか、こちらも一遍に引き継ぎするんじゃないかと、共同開催というような形で開催を、準備とか運営をいたしました。ということで、問題点につきましてはそういった、特に幼保一元化、認定こども園等についてのことは課長と共通認識しておりますし、今後につきましても必要に応じてよく連携とか調整を図りながら、今後も進めてまいりたいと思えます。以上でござい

す。

○議長（安部 重助君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田でございます。勘違いでしたらお許しをいただきたいと思うんですが、藤原裕和議員さんのほうの御質問、前提が、子供会、保育所が現在も住民生活課であるというふうに思われているのかなと思うんですが、その所管をあわせて教育委員会というふうに春の段階で変更をしておりますので、お知らせをしておきたいと思えます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結します。

これより第100号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第100号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第9 第101号議案

○議長（安部 重助君） 日程第9、第101号議案、神河町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第101号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、公立神崎総合病院における診療科目について、今回、総合診療、脳神経外科、泌尿器科を追加し、神経内科を削除するもので、第4条第2項第1号を改正するものでございます。

また、北館改築工事に当たり、平成31年度中に完成します北館第1期工事において新しく病棟を配置し、病床数を減らすことなどから、同項第2号中、155床を140床に改正するもので、この改正の施行日は、平成31年2月1日からいたします。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございますか。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。1点だけ確認の意味でお尋ねいたします。

新旧対照表を見せていただきますと、科の並びが大分変わっているように見受けられます。この並びを変えられた理由。それと、総合診療というところだけに科という表現がないんですけれども、大阪医科大学の附属病院の鈴木先生の肩書なんかを見ますと、総合診療科というふうな、科という表現がしてあるんですけども、この総合診療という名称にされている理由についてお伺いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 藤原病院事務長。

○病院事務長（藤原 秀明君） 病院の藤原でございます。まず、並びを変えた理由でございますけれども、数年前に医療法の改正がございまして、できるだけそれに近い並びということで変更をさせていただいております。

それと、総合診療でございますけれども、総合診療につきましては、現在、新しい専門医制度の中で、例えば外科でしたら外科専門医ということになってますが、総合診療の場合は総合診療専門医ということで、科がございません。その辺のこともございまして、病院の中で科横断的に診るということもありまして、総合診療を部のような扱いもしていることもございまして、科を掲載してないという状況でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結します。

これより第101号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第101号議案は、原案のとおり可決しました。

○議長（安部 重助君） 日程第10、第102号議案、神河町公の施設（神河町ケーブルテレビネットワーク施設）の指定管理者指定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第102号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町公の施設（神河町ケーブルテレビネットワーク施設）の指定管理者指定の件でございます。

神河町ケーブルテレビネットワーク施設の指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めます。

指定管理者を富士通ネットワークソリューションズ株式会社神戸営業所とし、指定の期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日の5年間とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、情報センター所長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

藤原情報センター所長。

○情報センター所長（藤原 秀洋君） 情報センター、藤原でございます。それでは、第102号議案について、詳細を御説明させていただきます。

神河町ケーブルテレビネットワーク施設の指定管理者の募集につきましては、公示を9月14日、公募の参加表明締め切りを9月25日、申請書類等の受け付けを10月29日から10月30日と定め、募集を行ってまいりました。今回、指定管理業務を予定しておりますのは、現状行っておりますケーブルテレビ事業からインターネット接続業務と利用料の収受に関する業務を除いた業務といたしております。インターネット接続業務につきましては、町所有の光ファイバーを民間事業者へ貸し出し、4月1日から展開を予定しております。利用料の収受につきましては、指定管理者へ指定管理とは別に業務委託を予定しております。また、あわせて土砂災害相互通報システムの保守点検業務を今回新たに業務委託をすることといたしております。この申請受け付け期間中に申請書、提案書の提出を行ったのは、富士通ネットワークソリューションズ株式会社神戸営業所の1社でございました。

提出された提案書をもとに、平成30年11月21日に大河内保健福祉センターにおきまして指定管理者選定委員会を開催いたしました。副町長を委員長に、10名の委員で、提案者、富士通ネットワークソリューションズ株式会社神戸営業所からのプレゼンテーションを受けた後、選定候補者、指定管理候補者の選定、評価を行いました。審査につきましては、神河町公の施設に係る指定管理者の指定に関する手続に関する条例第4条に規定する各項目により行いました。

審査の結果でございますが、現状の事業実績を踏まえた新しい業務内容の提案など、今後のケーブルテレビ事業運営に真摯に取り組む熱意が感じられ、施設の設置目的やこれまでの施設保守の経緯等を総合的に判断した結果、指定管理者の候補者として決定をさせていただきました。

この委員会の答申を受けまして、ケーブルテレビネットワーク施設の指定管理者を富士通ネットワークソリューションズ株式会社神戸営業所とするものでございます。

なお、指定管理の期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日の5年間としております。

指定管理料につきましては、5年間総額、消費税込みで5億2,622万5,000円でございます。収納等の業務委託につきましては、税込みで183万7,944円、土砂災害相互通報システム保守点検業務につきましては、税込みで153万3,600円となっております。先ほど申しました5年間総額の提案額につきましては、全て消費税込みとなっております。

今後の予定でございますが、議決をいただければ、平成31年3月までの約3カ月間で指定管理者と事務のすり合わせ、事務の引き継ぎを行いまして、来年4月1日から指定管理者での事業運営を予定をいたしております。

以上でございます。御審議をよろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。1点だけ確認というんか、教えていただきたいんですが、これは当然ケーブルテレビのネットワーク施設の管理を指定管理をするということなので、この基本協定を見ますと、第14条で、施設の維持修繕等ということで、この管理の方法を決めてあるんですが、ここで、この施設という分の定義ですね。このケーブルテレビですと、当然局舎があり、そして各戸に配布する光ケーブル、そして個人の家の中では軒下から家の中にそれぞれテレビを見るための機器、そしてまたインターネットをされている方なんかの分があると思うんですが、そういう他の施設と違って若干管理すべき施設の形態が違うのかなと思いますので、この指定管理の契約を締結した結果、この会社に維持管理をしてもらう部分を今大きく分けました局舎、それからケーブルの関係、そして各個人の軒下から宅内に配置してある機器、その分についてどのような管理というんですか、維持管理をしていただくような契約になっているのかということを確認のために教えていただきたいんです。

○議長（安部 重助君） 藤原情報センター所長。

○情報センター所長（藤原 秀洋君） 藤原でございます。三谷議員さんの御質問に答えさせていただきます。

今回、指定管理で保守のほうの範疇に入りますのは、局舎施設と伝送路と、あと電柱

から各個人のうちに引き込んでおりますドロップケーブル並びに各家庭に設置します光の入り口になりますONUの部分になります。がテレビの部分です。インターネットにつきましては、各家屋につけますONUから引き込みまして、D-O NUということで、インターネット接続用の機械を設置しますが、その接続の機械までの部分を保守管理をする予定にいたしております。以上です。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 今の説明で、どこまで管理をしていただくのかというのがよくわかりましたので、その次、例えば個人の家の中で、ONUから中の部分でね、故障とか何か弊害があったなという、そういう症状が出た場合、連絡先というのはどこにすれば、従来どおり情報センターにするのか、この会社にするのか、その点だけ、どのように考えておられるかをお尋ねしておきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 藤原情報センター所長。

○情報センター所長（藤原 秀洋君） 藤原でございます。故障等の切り分けにつきましては、平日の時間帯であれば、情報センターのほうに職員のほうが常駐しておりますので、していただければ結構ですし、勤務時間外につきましても、カスタマーセンターを設ける予定をいたしております。業者のほうで、そちらのほうに直接いただければ、電話いただければ、対応する予定にはしております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。1点お尋ねをいたします。

ホームページで公開されてます指定管理者の募集要項を見せていただいているんですが、その中の業務の再委託ですね、包括的な業務の委託については認めないけれども、個別の業務については事前に町の承認があれば委託できると、また、機械設備等点検業務とか施設の清掃業務については町の承諾がなくても委託できるというような取り決めがあると思うんですが、いろんな業務がある中で、委託を行う予定のある場合は事業計画書にその旨を記載することというふうに書いてあります。そういう中で、特に自主放送番組等について、今、候補者については、全て自社でやろうとされているのか、事業計画書にその委託の旨の記載があるのか、その辺のところを教えてくださいたいと思います。

○議長（安部 重助君） 藤原情報センター所長。

○情報センター所長（藤原 秀洋君） 藤原でございます。お尋ねの件なんです、自主放送番組につきましては、近隣事業者への委託をメインに考えておるようでございます。あと、局舎等の維持管理につきましては機械の保守につきましては、今現在、町のほうで一括で委託契約をしておりますので、その部分を包括的に継続して利用する予定をいたしております。以上です。

○議長（安部 重助君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。ちょっと自主放送の関係、現在、町内でも自主放送番組を委託を受けてされている業者もおられます。その業者についてはシングルマザーの雇用についても協力をいただいている事業所というふうに認識をしているんですけども、そういうシングルマザーの雇用をお願いしている、そういう事業所について、このケーブルテレビの自主放送への委託に町としてどのように考えておられるか、町としてこの候補の事業所に、そういうシングルマザーを雇用している事業所についても再委託の分について業者育成という意味でも働きかけができないものかというような部分を感じているんですけども、いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 藤原情報センター所長。

○情報センター所長（藤原 秀洋君） 藤原でございます。澤田議員さんおっしゃるとおりでございます、町内には今現在、番組制作を委託しております業者のほうの子会社という形で映像会社をつくっております。事業者からの提案の中にもその部分との業務提携いたしますか、一緒にやっていきたいという部分での話もございましたので、その辺も含めて1月から3月の間の事務すり合わせのほうの中で協議をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） そういう意味で、やはり町が進めているそういう施策に協力しておられる業者でもあります。同じくインターネットで公開されている仕様書中の事業範囲及び実施条件の中にも第三者による実施というところで、他に請け負わせるときは可能な限り町内の事業者を優先的に選定するように努めなければならないという、そういう規定もありますので、業者の育成も含めてよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤原情報センター所長。

○情報センター所長（藤原 秀洋君） 藤原でございます。ありがとうございます。自主放送の部分だけにかかわらず、保守の部分についても地元業者の育成という形で提案を受けておりますので、その辺を含めて調整をしていきたいと考えております。ありがとうございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。ケーブルテレビの民間委託という形で、これは行財政改革等の中でもこういう案が出ておったと思うんですけど、いよいよやるのかという思いなんです、これについての経済的等の改革はどういう形に生まれてきますか。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。これまでの答弁の中でも申し上げているかもしれませんが、いわゆる専門性の高い部署、そういった部分につ

いては、委託ができる部分についてはどんどん委託化、外注化をやっていくということでございます。今後の職員につきましては、いわゆる総合職と申し上げますか、役場全体を業務担当できる、そういった職員という形での移行というような考え方でございます。そのことによりまして、現在、人手不足といったような状況が現場からは上がっておりますので、そういったところにも対応はできていくのではないかなというふうに思っております。このたびの情報センター職員、正規職員、一般行政職2名と、それから技術職2名ということしております。その職員につきましても、平成31年4月からにつきましては、他の部署への異動ということも含めて可能になるのではないかなというふうに考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。現おる職員等、今後管理委託をした場合、行政として軌道に乗るまで職員としてチェック機能いうか、そういうような形をとられるようなことはされるんですか。それによってメリット、デメリットもスタートから出てこようと思うんだけど、そこらあたりの思いはどうか。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。このたびの業務につきましては、指定管理という部分と、一部委託という部分がございます。いずれにいたしましても専門業者のノウハウに基づいて、これまで町がやっていたものをさらに効率的に、そしてよりよいものを提供していただくというために行った施策でございます。あわせて、委託の部分につきましては、当然業務の仕様書に基づいて業者に実施していただきますので、そのあたりの点検、そして進捗管理についてはしっかりと所管課と申しますか、現在は情報センターでございますけれども、今後、その指定管理を担当する所管課によってしっかりと管理をしていくということでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。例えば全面委託的になろうと思うんですけど、現在、行政的な放送、「まちかどウィークリー」等も含める中で、そういった形の放送の内容的なチェックいいますか、そういう形は行政としてはもうかわらないという感覚でいいんですか。

○議長（安部 重助君） 藤原情報センター所長。

○情報センター所長（藤原 秀洋君） 藤原でございます。「まちかどウィークリー」等の自主放送番組のチェック等につきましては、行政的に今度の新しい担当部署のほうでチェックをするべきものだとは思っておりますので、その辺の部分は改めて協議の中で詰めていきたいと考えております。

○議長（安部 重助君） ほか、ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、質疑ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第102号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第102号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第11 第103号議案

○議長（安部 重助君） 日程第11、第103号議案、神河町公の施設（わくわく公園）の指定管理者指定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第103号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町公の施設（わくわく公園）の指定管理者指定の件でございます。

わくわく公園の指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。指定管理者を株式会社長谷とし、指定の期間は平成31年4月1日から平成33年3月31日の2年間とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、地域振興課施設連携まちづくり交流事業特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

小林地域振興課施設連携まちづくり交流事業特命参事。

○地域振興課参事兼施設連携まちづくり事業特命参事（小林 英和君） 地域振興課、小林でございます。第103号議案の詳細説明を申し上げます。

わくわく公園の指定管理者につきましては、本業務内容が公園管理という委託的業務であることから、公園管理が可能な町内業者、入札参加資格のある業者の中で造園業で申請している業者及び過去に管理実績のある業者7社に対しまして、公園管理に係る経費、公園管理に必要な芝刈り、除草等を含め11項目の見積もりと公園の維持管理業務に対する提案を求めました。提出された書類を神河町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び規則、神河町指定管理者選定委員会要綱に基づき審査委員会

を11月21日に開催し、副町長を委員長に6名の委員で書類審査を行いました。審査内容は、提出いただいた維持管理に係る見積金額、業務提案、仕様書記載の維持管理業務以外に当公園の管理業務として必要な業務の提案等、それから過去の実績の総合評価方式で採点を行っております。審査の結果、最高得点者の株式会社長谷を最優秀提案者として答申をいただいております。選定された最優秀提案者は、過去の実績を踏まえた、本業務外ではありましたが、新しい業務の取り組み提案など、地域活性化に真摯に取り組む熱意が感じられ、見積額についても他社より安価でありましたとの決定理由であります。審査委員会の答申を受け、わくわく公園の指定管理者に株式会社長谷を指定するものでございます。

添付資料といたしまして、基本協定書案と指定管理の範囲図を添付いたしております。今後、議決をいただいた後、基本協定等を締結していく予定でございます。

以上、わくわく公園の指定管理の指定についての説明でございます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。町内入札された業者数と、入札金額は無理やね。何社が入札で、内容的なものがわかれば。

○議長（安部 重助君） 小林地域振興課施設連携まちづくり交流事業特命参事。

○地域振興課参事兼施設連携まちづくり事業特命参事（小林 英和君） 地域振興課、小林でございます。一応指名につきましては、先ほど申し上げたとおり7社を指名いたしております。そして、提出があったのが3社ございました。あと4社については辞退をされております。

金額につきましてですけども、株式会社長谷さんのみちょっと申し上げさせてもらいます。長谷さんが146万6,400円、税込みでございます。金額はそこが一番安価でございました。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。前回よか、10万ほど少ないんかな。その前のときも10万ほど少ないような金額だと思うんですけど、聞くところによると大変厳しい金額やと、年間、管理、トイレから草刈り、いろんな形で、今回も下がるとということは、非常に厳しいから、何とかそこらあたり考える必要があるんじゃないか。これ最低価格はないんやね。だから最低価格を入れるとかなんかしてやっていかんことには、やはり金額が安いからええんやという形やなしに、そういうところも含めながら入札していかな、非常に厳しいんじゃないかというような私は思いで、そういう意見を聞いておりますので、そこらあたりの思いは。

○議長（安部 重助君） 小林地域振興課施設連携まちづくり事業特命参事。

○地域振興課参事兼施設連携まちづくり事業特命参事（小林 英和君） 地域振興課、小林でございます。仰せのとおり、安ければいいものという考えではちょっとしんどいかなというところもありますので、次回、業務自身も管理というところになりますので、やり方等を検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、質疑がないようでございますので、質疑を終結します。これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論はないようでございます。討論を終結します。

これより第103号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第103号議案は、原案のとおり可決しました。

ここで昼食のため暫時休憩をいたします。再開を13時ちょうどといたします。

午前11時53分休憩

午後 1時00分再開

○議長（安部 重助君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第12 第104号議案

○議長（安部 重助君） 日程第12、第104号議案、町営住宅柏尾団地建替工事請負契約締結事項の変更の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 104号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、町営住宅柏尾団地建替工事請負契約締結事項の変更の件でございます。平成30年6月15日締結以降に変更要件が発生したため、当初契約の金額2億7,972万円に530万4,960円を追加し、契約の金額を2億8,502万4,960円に変更するものでございます。

主な変更内容は、敷地内の掘削により発生しました転石及びコンクリート殻の処分、消火栓の追加工事等の増額と屋外附帯工事費の減額によるものであります。

以上が提案理由並びに内容でございます。

なお、詳細につきましては、ひと・まち・みらい課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。

それでは、御説明を申し上げます。

議案の次の1ページの町営住宅柏尾団地建てかえ工事工事変更概要をごらんをください。最初に、建築主体工事につきましては、表の一番右の欄になりますが、請負金額によります直接工事費が236万8,577円の増額となります。内訳といたしまして、まず1つ目ですが、敷地内の地盤を掘削いたしましたところ、転石とコンクリート殻があり、処分に係る経費として、積み込み運搬費あるいはニガ竹残土処分場での処理経費等174万2,000円が増額となります。

なお、表の中央にページ欄を設けておりますので、後ろに添付しておる図面等もあわせてごらんいただければと思います。

次に、④番のバルコニーの手すりにつきましては、2階バルコニーの笠木が2階洋室3のサッシと干渉し取り付けが難しいこと、また、当該住宅は建築基準法の適用外となりますが、安全性を考慮しまして、手すり手すり壁を合わせて1.1メートル以上とする規定を遵守することとして、外壁との取り合い部分でその規定高を確保するために、3段手すりを延長することといたしております。

次に、⑦番の浴室基礎改装部の断熱仕様への変更についてでございますが、浴室であることから、基礎内部が断熱仕様となっておりますので、それに合わせまして、点検等のための基礎開口部分について、開閉式の扉を取りつけ断熱効果を高めるように変更させていただくもので、19万5,000円の増額となります。

次に、電気設備工事の変更によりまして、直接工事費で29万689円の増額となります。⑩番の玄関スロープの外灯追加でございますが、玄関ポーチに外灯がありますが、駐車場から玄関までの間に明かりがないために、防犯対策と通行時の安全面からスロープ入り口あたりに外灯を設置することといたしまして、20万円の増額といたしております。

次に、機械設備工事の変更につきましては、直接工事費で350万6,864円の増額となります。1つ目の⑫番ですが、敷地に近接して消火栓がありますが、地元区との協議によりまして、再度担当課とも協議し、敷地内に消火栓を追加整備することといたしました。この消火栓の追加整備に伴いまして、敷地内の水道管の口径を50ミリから75ミリに変更する必要が生じました。また、水道の引き込み位置につきましても、担当課との協議によりまして当初設計の計画位置から変更が生じたので、これらの工事追加によりまして292万9,000円の増額となっております。

2 ページに移りまして、屋外附帯工事の変更によりまして、直接工事費で200万6,611円の減額となります。内訳といたしまして、⑭番でございますが、緑化パーキングを駐車場で予定をしておりましたが、小さな子供様や高齢者の方がインターロッキングブロックのすき間の繁茂した芝生に足をとられて転倒のおそれがあることから、安全面を考慮いたしまして、芝生のない透水性のインターロッキングに変更し、合わせて31万9,000円の増額といたしております。

⑯番のスチール製車どめにつきましては、地元区との協議によりまして、駐車時の誤操作により車両がすり抜けて擁壁から落下することがないように、スチール製車どめを幅を1メートルから1.5メートルの規格に変更をいたしました。また、⑮番の駐車場間の通路部分をアスファルト舗装に変更をいたしておりますが、インターロッキング通路との間に車両の進入防止、安全対策としまして70センチ幅のスチール製車どめを設置することで、合わせて11万3,000円の増額となりました。

最後の⑰番ですが、玄関ポーチとスロープの表面仕上げの変更ですが、これは積雪、凍結時の安全面と耐久性を考慮いたしまして、土間砂利洗い出し風舗装からモルタルはけ引きに変更し、玄関入り口付近はタイル張りに変更といたしております。また、スロープに設置しておりますブラインドフェンスの形状や色決定による減額と、手すりにつきましては、住宅側はブラインドフェンスの設置を計画しておりますので、住宅側の手すりを取りやめ、通路側のみを設置に変更させていただき、合わせまして282万7,000円の減額といたしております。

これらの増減によりまして、直接工事費で415万9,519円の増額となり、共通仮設費が18万8,899円の増、諸経費を合わせますと491万2,000円の増となり、消費税を加えた総額は530万4,960円の増額となるものでございます。よって、契約金額をこれまでの2億7,972万円から2億8,502万4,960円に変更するものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。御審議のほどをよろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。1点だけ教えていただきたいんですが、この工事の変更概要の2ページ目の一番上の⑬、クリーンます、これを見ると二戸一であるはずのところ、最初クリーンますは1つしかなくて、それが各戸に設置に変更と書いてあるんですが、変更というか、もうこれ基本のキで、1つずつなかったら、最初からなかったらあかんもんやと思うんですけども、この辺は町内業者さんが設計されているのにどうしてこのようなことが起こっているのか、その辺を教えていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。クリーンますにつきましては、二戸一ということがございまして、経費の関係から設計上は2つで1つでという対応になっておったんでございますが、内容を精査する時点で、やはり管理上の問題から各戸に1個ずつが必要ということで、変更という形をとらせていただいております。当初の設計の仕上がりの時点でこのあたりのチェックをもう少しかけておけばというところであったかというふうにも反省をしておるところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。ということは、今、16ページの図面を見ているんですが、16ページの図面では、一番北側、県道寄りを見ますと、②番と⑩番がクリーンますの位置ということやったと思うんですが、最初はこれが別の場所1カ所でクリーンますがついてたということだと理解しているんですけども、これ、どの段階でこれがおかしいということが、上下水道課との協議の段階でこういうことが出てきたのか、その辺の経緯を教えてくださいと思います。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。定期的に現場での工程会議を開催をしております。その中で、外構の部分の協議の中で衛生施設の関係について協議をした際に、設計上二戸一になっているところの指摘もございまして、時期はちょっと明確には覚えておりませんが、6月ぐらいだったと思いますが、そのあたりでの判断で修正をかけたところがございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかに質疑がないようでございますので、質疑を終結します。これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第104号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第104号議案は、原案のとおり可決しました。

○議長（安部 重助君） 日程第13、第105号議案、神河町中央公民館空調設備等改修工事請負契約締結事項の変更の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第105号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町中央公民館空調設備等改修工事請負契約締結事項の変更の件でございまして、平成30年6月27日締結以降に変更要件が生じたため、当初契約の金額1億6,956万円に26万8,920円を追加し、1億6,982万8,920円に変更するものでございます。

主な変更理由は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事の増減によるものであります。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、教育課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

藤原教育課長。

○教育課長兼センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。それでは、詳細説明をさせていただきます。議案の次の1ページの神河町中央公民館空調設備等改修工事工事変更概要をごらんください。

最初に、建築工事につきましては、表の一番右の欄になりますが、請負金額によりまず直接工事費が2,605円の減額となります。内訳といたしましては、まず、①番の天井点検口の削減11カ所についてでございますが、天井点検口の位置と数量につきましては、当初は概算で見込んでおりまして、打ち合わせによるということにしております。電気設備と機械設備用の点検口を共用したり、既存の点検口を利用したりすることで11カ所を削減したため、個別の部分は1,000円単位になりますが、4万7,000円の減額となります。

なお、表の中央にページ数欄を設けておりますので、あわせて図面と一緒にごらんいただければと思います。

②の既設誘導灯穴埋め鉄板張りの追加1カ所につきましては、ホール、ロビー(2)の誘導灯において、現況は埋め込みタイプであったものが、ほかの入り口の同様のタイプの穴埋め鉄板張りとするのが1カ所漏れていたということがわかりましたので追加したもので、4万4,000円の増額となっております。

次に、電気設備工事の変更につきましては、直接工事費で3万8,200円の減額となります。

1つ目の③番の照明器具露出型F402の追加1台につきましては、事務所受付にお

いて受付箇所が少し暗いということで、より明るくするために新たに照明器具1台を追加したもので、2万3,000円の増額となります。

④の照明器具埋め込み型K403の1台削減につきましては、第2研修室の水屋において、既存の木製の照明ボックスがあるんですが、それを再利用することでより明るさが確保できるということとともに、費用についてもほぼ変わらないということがわかったため、埋め込み型K403の照明器具を取りやめたことによりまして、5万4,000円の減額となります。

⑤の照明器具露出型M201の4台追加につきましては、上記④の理由によりまして、露出型のM201の照明器具を1台削減しまして、かわりに4台を追加したことによるもので、5万6,000円の増額となります。

⑥の照明器具ダウンライトF1080の1台削減につきましては、カルチャー棟ロビー(1)の吹き抜けのところにおいて、照明器具の配置を既設の部分の照明器具と均等間隔にするためダウンライト1台を取りやめたことによるもので、5万9,000円の減額となります。

⑦の照明器具ダウンライトQ100の3台追加につきましては、視聴覚室において照明器具取り付け部の天井の下地の補強が困難であるということがわかったため、埋め込み型照明器具A402-1を2台取りやめまして、ダウンライトQ100、2台に変更したものでございます。また、準備室において、新設の照明だけでは操作盤の部分が人の陰になって見えづらくなるということで、操作盤の上部にダウンライト1台を追加したもので、合わせて3台の追加で4万9,000円の増額となります。

2ページのほうに移りまして、⑧の照明器具ダウンライトS100の1台追加につきましては、第2研修室の水屋の収納部分において、部屋の照明器具だけでは収納部分が暗いということが後からわかったために、収納部分の上部にダウンライトを1台追加したもので、1万2,000円の増額となっています。

⑨照明器具埋め込み型A402-1の4台削減につきましては、リハーサル兼会議室において、可動式の間仕切り壁収納部分の既存の開き扉が開閉時に天井で新設予定の照明器具と干渉してしまうということになってしまったため、2台の設置を取りやめたものです。また、視聴覚室において、先ほどの⑦の理由でダウンライトQ100に変更したことにより2台の減となり、合わせて4台の削減で11万3,000円の減額となります。

⑩の誘導灯の1台追加につきましては、カルチャー棟2階廊下北側において、消防署との打ち合わせによりまして誘導灯も設置の指導を受けたということでございまして、1台を追加したもので、4万8,000円の増額となっています。

最後に、機械設備工事の変更につきましては、一番右側の直接工事費で26万5,658円の増額となります。この部分は⑪の空調設備工事電動二方弁の2台追加ということですが、ホールの舞台において、当初ファンコイルユニットに電動二方弁を1

個設置するということにしておりましたが、特にランニングコストがより効果が得られるということで検討しました結果、ホール舞台の北側にありますファンコイルユニットに二方弁を2個追加し、合計3個つけることにしたもので、26万6,000円の増額となります。二方弁の効果につきましては、冷温水の流量の制御を行い、チラーの負担を減らすということで、機器の寿命をより長くし、また、電気代についても節減できるということでございます。

以上によりまして、直接工事費と共通仮設費、諸経費、これに消費税を加えますと総額で26万8,920円の増額となります。これによりまして、請負契約1億6,956万円を1億6,982万8,920円に変更するものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第105号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第105号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第14 第106号議案

○議長（安部 重助君） 日程第14、第106号議案、平成30年度神河町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第106号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成30年度神河町一般会計補正予算（第4号）でございまして、補正予算（第3号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主なものは、まず、歳入につきましては、国庫支出金、県支出金、基金繰入金、諸収入、町債の補正となります。

続きまして、歳出につきましては、人事院勧告及び異動等による各手当、共済費等の人件費及び最低賃金改定による賃金の補正、ひょうご地域創生交付金事業に係る補正、企画費では、創業促進事業補助金の増額、貸工場整備事業及び地域経済循環創造交付金事業の補正、CATV管理運営費では、インターネット環境切りかえに伴う回線使用料の増額、諸費では、集落集会施設整備事業補助金の増額、国民健康保険事業、介護保険事業、そして後期高齢者医療事業に係る特別会計への繰出金の補正、保健衛生総務費では、公立神崎総合病院事業会計への補助金の増額、し尿処理費では、浄化槽管理事業の浄化槽修繕費、合併浄化槽設置補助金の増額、住宅管理費では、若者世帯の住宅取得とリフォーム支援補助金の補正、災害対策費では、昭和橋の水位計情報システム整備委託料の増額、幼稚園費では、預かり保育事業及び支援が必要な園児に係る臨時雇い入れ賃金の増額、社会教育総務費では、採択を受けた文化庁の文化財保存活用地域計画作成事業の増額、公民館費では、図書室運営事業の図書システムネットワークの切りかえ設定経費の増額。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,560万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億2,281万5,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

児島総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。それでは、第106号議案の詳細説明をいたします。

5ページ、第2表、地方債補正をお開きください。1、地方債の変更でございます。4、貸工場整備事業でございます。5,030万減額の限度額を1億4,000万にするものでございまして、これにつきましては、過疎債を充当するものでございまして、過疎債の第1次配分の額にするものでございます。

7、過疎地域自立促進特別事業でございます。これにつきましてはソフト事業の部分でございます。120万減額の限度額を6,840万円にするものでございます。内訳につきましては、医師修学資金の貸し付けの部分が480万円の減額、そして創業支援の補助部分に当たるものが360万円の増額でございます。

続いて、16、公営住宅整備事業でございます。これにつきましては、柏尾団地の建てかえに係るものでございます。4,140万円を増額し、限度額を2億130万円にするものでございます。これにつきましては、社会資本整備総合交付金の内示が当初より減額をいたしておりまして、それに対応するものでございます。

24、Jアラート受信機整備事業でございます。これにつきましては、平成31年

度から稼働をいたします新たな新型受信機の整備に係るものでございまして、歳出予算につきましては、当初予算で計上をいたしておりますが、このたび430万円を増額して限度額を430万円に設定しながら、緊急防災・減災事業債を第2申請で申請していくということでございます。

25、水位計情報システム整備事業でございまして、これにつきましては、昭和橋の超音波式水位計、そしてサーバーの更新の整備に係るものでございまして、1,600万増額の限度額を1,600万円にするものでございまして、これにつきましても緊急防災・減災事業債を申請していくということでございます。

これらによりまして、合わせまして1,020万円を増額して、限度額の合計を23億3,390万6,000円にするものでございます。

続いて、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明をさせていただきますので、8ページ、歳入をお願いいたします。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節保育所運営費負担金224万8,000円の増額でございます。これにつきましては、過年度分の運営負担金ということで、平成29年度の実績報告に基づき、このたび追加交付をされるものでございます。2節保険基盤安定負担金230万1,000円の増額でございます。これにつきましては、国民健康保険基盤安定負担金の保険者支援分に係るものでございまして、負担金の額が確定したことに伴う増額でございます。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金1,954万9,000円の増額でございます。まず、社会保障・税番号システム整備補助金として288万3,000円の増額でございます。これにつきましては、住民基本台帳システムに係るもので、当補助金の対象になったことから増額をするものでございます。続いて、地域経済循環創造事業交付金1,666万6,000円の増額でございます。これにつきましては、アグリノベーション神河株式会社が実施をいたします施設栽培に係るものでございまして、このたび金融機関の融資の決定を受けたということから、国へ今現在申請をしており、国との協議が進められているということから、このたび計上をいたすものでございます。

2目民生費国庫補助金36万5,000円の増額でございます。これにつきましては、地域生活支援事業補助金で、障害者、障害児の日常生活用具の給付に係るものでございまして、申請の新たなものがふえてきたということから増額をいたすものでございます。

3目衛生費国庫補助金48万6,000円の増額でございます。これにつきましては、循環型社会形成推進交付金でございまして、合併浄化槽の増額ということで、7人槽3基に係るものでございます。

4目土木費国庫補助金3,690万2,000円の減額でございます。まず、社会資本整備総合交付金の定住促進に係るものが445万円の増額でございます。内訳につきましては、若者世帯の住宅取得に係るものが575万円の増額、そして若者世帯のリフォームに係るものが130万円の減額でございます。続いて、同じ交付金の公営住宅に係る部分が4,135万2,000円の減額でございます。これにつきましては、柏尾団地の建

てかえに係る交付金でございますが、交付金の内示が減額をされたことから、このたび予算を減額するものでございます。

5目教育費国庫補助金250万円の増額です。文化芸術振興費補助金でございます、文化庁の指針に基づく文化遺産総合活用推進事業の中のメニューに文化財保存活用地域計画作成支援事業というものがございまして、このたびそれに申請し、採択を受けたために計上をいたすものでございます。

3項国庫委託金、2目民生費国庫委託金44万3,000円の増額です。国民年金事務委託金、システム改修に係る交付金でございます、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料の免除に係る部分のシステムの改修に係るものでございます。

15款県支出金、県負担金、2目民生費県負担金でございます。まず、保育所運営費負担金112万4,000円の増額につきましては、国庫支出金で申しましたのと同じように実績報告に基づき追加交付をされるものでございます。2節保険基盤安定負担金の690万2,000円の増額でございます。これにつきましても国民健康保険の安定基盤に係るものでございまして、それぞれ負担金が確定したことによる増額でございます。

続いて、9ページをお願いいたします。4節軽減保険料負担金ということで66万9,000円の減額、これにつきましては、後期高齢者に係る保険基盤安定負担金で、これも負担金の額が確定したことにより減額をいたすものでございます。

2項県補助金、1目総務費県補助金367万5,000円の減額でございます。これにつきましては、本年度創設をされましたひょうご地域創生交付金に係るものでございまして、交付決定によりこのたび減額をいたすものでございます。

2目民生費県補助金18万2,000円の増額です。これにつきましては、地域生活支援事業補助金でございます、国庫支出金と同様、増額をいたすものでございます。

4目農林水産業費県補助金16万円の増額でございます。多面的機能支払い交付金の追加交付により増額をいたすものでございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、1目公共施設維持管理基金繰入金100万円の増額でございます。これにつきましては、この基金の中にスキー場の使用料を積み立てております。今回、第2リフトのワイヤの切り詰め維持修繕を歳出で予算計上をしております、それに充当するものとして計上をいたすものでございます。

6目財政調整基金繰入金1億6,835万2,000円の増額でございます。これにつきましては、今回の補正における財源調整のために増額をいたすものでございまして、これによりまして、年度末の見込みにつきましては、12億860万5,000円の見込みでございます。

8目ケーブルテレビネットワーク維持基金繰入金680万円の増額でございます。これにつきましても、インターネット環境切りかえに伴うインターネット回線使用料の増額をこのたびの補正に歳出補正で増額をいたしております。それに充当するもので計上するものでございます。

20款諸収入、5項雑入、2目雑入でございます。このうち災害見舞金受け入れ金ということで、50万円の増額でございます。これにつきましては、平成30年7月豪雨の災害救助法の適用を神河町は受けておりまして、それに伴い、各府県からの見舞金が県の町村会へ届いております。その県の町村会からこのたび神河町へ配分をされ、受け入れをいたしましたので、このたび計上をいたすものでございます。受信設備改修補助金58万4,000円でございます。これにつきましては、国内の携帯電話会社で結成をされました一般社団法人700MHz利用促進協会から受けるものでございまして、今後、700メガヘルツ以上の帯域を携帯電話での利用に割り当てることになっており、そして順次携帯基地局から試験電波が放射をされるようになっております。そのため、その試験放射をされますと、テレビにブロックノイズあるいは画面の乱れ等が発生する可能性があるため、それに対応するために、地上デジタル波の受信設備を改修する必要があるということで、このたび歳出でその改修の費用を計上をいたしております。その費用につきまして補助を受けるということで、このたび歳出と歳入同額を計上をいたすものでございます。森林整備地域活動支援交付金過年度返還金147万9,000円の増額でございます。これにつきましては、平成25年の執行分でございまして、県の交付金と町の補助金あわせまして森林組合から返還を受けるものでございます。

21款町債、これにつきましては、先ほど第2表、地方債補正で説明したとおりでございます。

続いて、11ページ、歳出をお願いいたします。歳出全般にわたりまして、人事院勧告及び異動による各手当、共済費の人件費、そして最低賃金改定に伴う賃金等の補正をいたしております。なお、その詳細につきましては、省略をさせていただきたいと思っております。

ここで、22ページの給与費明細書をごらんください。2、一般職、(1)の総括という欄の一番上段の表の比較の欄をごらんください。これにつきましては、一般会計の一般職の合計額でございまして、給与費の給料につきましては90万6,000円の増額、職員手当につきましては572万6,000円の増額、そして共済費につきましては292万6,000円の増額、合わせまして955万8,000円の増額となっているところでございます。

それでは、また11ページにお戻りください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございまして、3節職員手当等のうち時間外勤務手当300万円の増額でございます。これにつきましては、総務課職員に係るものでございまして、まず、当初予算におきまして、前年度と同じ人数で計上をいたしております、県のほうへ派遣する1名分を計上をいたしておりませんでしたので、それらを含め、そして今後の支出見込みを勘案しながら積算をさせていただき、結果、300万円の増額ということですので。これによりまして、時間外勤務手当の総額は800万円になります。続きまして、13節委託料のうちシステム改修委託料280万8,000円の増額でございます。これにつき

ましては、基幹システムである福祉医療の審査支払い事務に係るシステム改修でございまして、31年3月の診療分から対応すべきものであることから、計上をいたすものでございます。21節貸付金480万円の減額でございます。これにつきましては、医師修学資金貸与金ということで、当初におきましては新規2名を含めて5名分を計上いたしておりましたが、その新規2名分がございませんでしたので、このたび減額をいたすものでございます。

続いて、12ページをお願いいたします。5目交通対策費49万9,000円の増額でございます。これにつきましては、JR長谷駅トイレ改修工事に係る事業費でございまして、このたびこの事業につきましては、長谷駅利用促進計画に基づき実践する事業として、長谷地区を考える会のほうで地域の方々で考えていただきながら実践をしていくということでございますので、町施行から長谷地区への委託事業として振りかえ、事業を展開するものでございまして、予算の組み替えをいたしているところでございます。

6目企画費でございます。12節役務費100万円の増額、13節委託料4,089万4,000円の減額、15節工事請負費1,690万5,000円の増額、公有財産購入費746万4,000円の減額でございます。これらにつきましては、貸し工場整備に係る補正でございまして、合わせて3,045万3,000円の減額でございます。これによりまして、貸し工場に係る平成30年度の予算合計は1億5,986万9,000円でございます。そのうち1億4,000万円を過疎債を充当するという計画に予算の組み替えをいたしているところでございます。

続きまして、19節負担金、補助及び交付金のうちシングルマザー移住支援協議会補助金100万円の減額でございます。これにつきましては、ひょうご地域創生交付金を受けながら実施する事業でございまして、実績見込みにより減額をいたすものでございます。続いて、地域経済循環創造交付金2,500万円の増額でございます。これにつきましては、国庫補助金のところで説明をいたしたとおりでございます。続いて、銀の馬車道交流館運営協議会補助金52万円でございます。これにつきましては、銀の馬車道交流館の自動ドアの玄関の老朽化に伴います改修工事を協議会のほうがやっておられまして、それについては県の補助金、その他の資金を活用しながら実施をされているところでございまして、その不足部分をこのたび支援するために補助するものでございます。

続いて、13ページをお願いいたします。7目CATV管理運営費でございます。11節需用費58万4,000円の増額、修繕料ということで、先ほど諸収入、雑入のところで説明したとおりでございます。14節使用料及び賃借料680万4,000円の増額でございます。これにつきましては、インターネット回線使用料ということで、インターネットの環境の切りかえに伴う増額ということで、来年4月からIRU契約によるインターネットへと移行をいたすわけですが、それに伴いまして、順次1月から切りかえをしていこうということで考えておりまして、そのためには、現在の領域というか、インターネットの領域を上げる必要があるということの中から、その費用をこのたび計

上をいたすものでございます。

8目諸費、19節負担金、補助及び交付金136万4,000円の増額でございます。集落集会施設整備事業補助金でございます。赤田の集会所の建てかえ整備に係るものでございまして、このたび県土木事務所、そして姫路市消防局の部分におきまして、当施設は緊急避難所に指定をされているというところから少し整備に係る指摘を受けまして、それに伴い整備費が増加したことから、補助金も増額をいたすものでございます。

続きまして、23節償還金、利子及び割引料120万5,000円の増額でございます。これにつきましては、過年度森林整備地域活動支援交付金県費返還金ということで、111万円の増額でございます。先ほど諸収入、雑入のところで申し上げました県の交付金、そして町の補助金含めて森林組合から返還をされた中から県の交付金部分を県に返還するものでございまして、これにつきましては、平成29年度の他府県での会計実地検査によりまして少し指摘がございました。これによりまして、林野庁が全国調査を実施し、このたび平成25年度執行分で少し交付要件を満たしていないということが判明したことから、返還をいたすというような状況になったものでございます。

続いて、14ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、28節繰出金でございます。これにつきましては、国民健康保険事業特別会計繰出金648万円の増額でございます。内訳につきましては、保険税軽減分につきましては767万円の増額、そして財政安定化支援に係るものが132万7,000円の減額、そして人勧に伴います人件費につきまして13万7,000円の増額でございます。続いて、介護保険事業特別会計繰出金64万9,000円でございます。内訳につきましては、人勧等に係る人件費に係るものが34万1,000円の増額、地域支援事業として総合事業の部分が72万2,000円の増額、それ以外の部分が41万4,000円の減額でございます。

続いて、2目老人福祉費89万4,000円の増額でございます。老人保護措置費に係るものでございまして、11月から新たに措置者が1名ふえたことにより増額をいたすものでございます。

続いて、7目後期高齢者医療費でございます。まず、19節負担金、補助及び交付金63万2,000円の減額、広域連合共通経費分賦金ということでございまして、平成29年度の広域連合一般会計決算において剰余金が生じたために、それぞれの分賦金を減額をいたすものでございます。28節繰出金85万8,000円の減額につきましては、まず、保険基盤安定負担金に係るものが89万2,000円の減額、そして人勧に係る給与費、人件費に係るものが3万4,000円の増額でございます。

続いて、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費ということで、15ページをお開きください。19節負担金、補助及び交付金でございます。まず、公立神崎総合病院事業会計補助金1億4,000万円の増額でございます。これにつきましては、企業会計3条予算へ補助するものでございます。水道事業会計補助金20万3,000円の

増額でございます。これにつきましては、高料金対策に係るものが55万9,000円の増額、そして企業債の償還の利子に係るものが35万6,000円の減額でございます。

2目健康づくり対策費、13節委託料34万6,000円の増額でございます。これにつきましては、システム改修ということで、健康管理システムの町ぐるみ健診の申し込みの印刷機能に係るシステム改修でございます。

続きまして、3項清掃費、2目し尿処理費409万円の増額でございます。まず、需用費160万円の増額、これにつきましては、浄化槽修繕費ということで、10月末の実績と今後の見込みにより増額をいたすものでございます。19節負担金、補助及び交付金249万円の増額でございます。合併処理浄化槽設置補助金ということで、歳入で申しあげましたとおり、7人槽3基の増額に係るものでございます。

続いて、16ページをお願いいたします。6款商工費、1項商工費、3目大河内高原整備費でございます。まず、11節需用費5万9,000円の増額でございます。これにつきましては、光熱水費が100万円の減額ということで、これについては、昨年設置をいたしました大型のLED看板2基に係るものでございまして、現状と今後の見込みにより減額をいたすものでございます。続いて、修繕料105万9,000円の増額でございます。これにつきましては、峰山高原スキー場の第2リフトのワイヤの切り詰め維持修繕に係るものでございます。

続いて、17ページをお願いいたします。15節工事請負費297万5,000円の減額でございます。砥峰高原駐車場に係る工事請負費でございます。これにつきましては、駐車場のスペースの整備につきましては、地元川上区がまちなみ緑化事業を利用し整備をすることとなっており、その後、通路部分について町が舗装をするということになっておりますけども、このたび川上区のまちなみ緑化の申請におきましては、2カ年での事業ということで、本年度は完了をしないということから、この舗装の工事費を減額をいたすものでございます。

続きまして、7款3項河川費、1目河川費54万円の増額でございます。これにつきましては、水位計情報連携作業委託料ということで、この後災害対策費で説明いたしますが、昭和橋の水位計情報システムの整備に伴いまして、ウェザーニューズとのデータ連携に係る作業の委託料でございます。

4項都市計画費、1目都市計画総務費562万6,000円の減額でございます。これにつきましては、ひょうご地域創生交付金の対象事業でございまして、景観まちづくり事業の道路の美装化に係る測量、そして設計でございまして、当初外注で委託をする予定でございましたが、建設課で対応が可能になったということから減額をいたすものでございます。

5項住宅費、1目住宅管理費890万円の増額でございます。これにつきましては、先ほど国庫の歳入のところで申しあげましたように、若者世帯住宅の取得、そしてリフォームに係るそれぞれの現状の申請件数、そして今後の見込みによりそれぞれ増減をい

たすものでございます。

8款消防費、1項消防費、4目災害対策費1,600万円の増額でございます。これにつきましては、水位計情報システム整備委託料ということで、昭和橋に係るものでございまして、超音波式水位計、そしてサーバーの更新に係る費用でございます。

続いて、18ページをごらんください。9款教育費、3項中学校費、1目中学校管理費、19節負担金、補助及び交付金31万1,000円の増額でございます。これにつきましては、各種大会生徒派遣負担金でございまして、それぞれ中学生の各部活における活躍等により全国大会あるいは近畿大会等への出場がふえたために、このたび増額をいたすものでございます。

続いて、19ページをお願いいたします。4項幼稚園費、1目幼稚園費、7節賃金137万3,000円の増額でございます。これにつきましては、臨時雇い入れ賃金ということで、預かり保育に係るものが107万6,000円の増額、そして支援が必要な園児に対応するために増額するのが29万7,000円でございます。

5項社会教育費、1目社会教育総務費でございます。歳入で説明をいたしました文化庁の補助事業でございます文化財保存活用地域計画作成事業につきましては、7節賃金47万3,000円、8節報償費23万6,000円、9節旅費11万9,000円、11節需用費4万4,000円、12節役務費5,000円、13節委託料のうち石造物等文化財調査業務委託料198万3,000円でございます。合わせまして286万円でございます。13節委託料の設計業務委託料64万8,000円につきましては、福本遺跡保存活用事業ということで進めておりまして、ガイダンス施設の設計を現在行っておるわけですが、新たに文化財的遺構が確認をされたということから、新たな試掘調査が必要となったということから増額をいたすものでございます。15節工事請負費20万円の減額でございます。埋蔵文化財確認調査工事請負費で、現在、福本堂屋敷廃寺の調査を行っております。その部分で契約、そして出来高見込みの中から今回減額をいたすものでございます。14節使用料及び賃借料45万6,000円の減額でございます。これにつきましては、土地使用料ということで、当初、福本遺跡への見学等の来訪者のために借用をし、駐車場をする予定でございましたが、事情によりその土地が借用できなくなったということから、このたび減額をいたすものでございます。22節補償、補填及び賠償金14万円の増額でございます。これにつきましては、立木補償費ということで、県指定文化財の福本遺跡内の用地を購入をすべく計画をいたしてございまして、その部分に係る立木補償の内容がこのたび確定をしたために増額をいたすものでございます。本数にいたしまして70本、コナラ、ヒノキ等でございます。

続いて、20ページをお願いいたします。2目公民館費、13節委託料48万6,000円の増額でございます。ネットワーク設定作業委託料ということで、これにつきましては図書室運営に係るもので、図書システムということで、中央公民館、神崎公民館、きらきら館のネットワークを今現在しているわけですが、NTT回線を利用してお

りまして、それをケーブルテレビの光回線へ切りかえるためのものがございます。

そして、21ページから24ページは給与費明細書、そして最後のページには地方債補正の内訳資料を添付をいたしております。

以上で詳細説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。済みません。もう少し詳しく教えていただきたいんですけども、13ページの諸費、23節の過年度森林整備地域活動支援交付金県費の返還金のところで、もう少し詳しく説明していただけますか。ちょっとわかりづらかったので。

○議長（安部 重助君） 地域振興課、多田農林業特命参事。

○地域振興課参事兼農林業特命参事（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。

森林整備地域活動支援交付金の返還についてでございますが、この事業につきましては、森林経営計画をつくるに当たって、現地調査等、それから作成費等の費用が補助金として支払われるものがございます。25年度にこの事業取り組んでおりますが、その中で、森林経営計画の期間内に間伐を、その面積をすればいいという判断ということでおったんですが、要綱、要領等、会計検査のほうで全国的な指摘がありまして、その森林経営計画ができた次の年に、翌年度にその面積を間伐をしなければ、そのしなかった間伐の面積分は返還してくださいよというようなことで、全国的な調査がありまして、兵庫県からも精査をなささいということで、調査をしたところでございます。その結果、25年度の事業が該当しまして、49.3ヘクタールが該当するということで、ヘクタール当たり3万円で147万9,000円というところで、今回返還するということになりました。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。2点お尋ねをしたいと思います。

まず、1点目は、12ページの企画費の関係の中で、貸し工場の関係です。30年度の事業費が1億5,986万5,000円という総額の説明があったんですが、今回、それぞれ委託料と公有財産購入費は減額、また工事請負費は増額という格好でなってます。そして一方では、地方債のほうは4,670万という減額になっておりますので、申しわけないんですけど、この事業の財源等も含めた部分の中で、当初から今回の補正でどう変わっていったかなというような資料というんですか、一目でわかるような資料の提出をお願いをしたいというのが1点でございます。

それからもう1点は、8ページになりますが、保育所の過年度の運営負担金、それぞ

れ国、県で合わせて330万円ほどの追加交付を受けとんですが、通常でしたらこの交付金についてはそれぞれの保育所に交付されるんじゃないかなという形と勝手に思ったんですが、実際は、保育所の関係の経費を見ますと、14ページ、委託料だけを単純に見ますと私立保育所の運営委託料が536万1,000円という減額になっています。ところがこの支出の分だけを見ますと、委託料と19節の負担金及び交付金で、たまたま増額ですので、この部分は先ほど言いました負担金とは一切関係なしに、単なる科目の振りかえでこのような結果になったのかどうか、その辺の分の状況もわかるような形で次回の委員会等でお示しを願えたらと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。貸し工場の関係については、委員会までに資料を整理をさせていただいて、提示をさせていただきたく思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（安部 重助君） 藤原教育課長。

○教育課長兼センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。歳入部分の過年度分の保育所の運営負担金につきましては、過年度分ということで、保育所に対しては前年度で精算が終わっておりまして、この補助金につきましては、3月の確定までに決算見込みを行ってするもので、その精算ということで歳入で計上している部分で、歳出につきましては、本年度の事業費の部分でございまして、町外、また町内の、町外につきましては委託金、町内につきましては負担金という形になりますので、転入の異動があったということによる事業費の振りかえということでございまして、詳しくは委員会に資料を提出させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（安部 重助君） ほかに。

吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡でございます。16ページ、17ページにかけてお尋ねをします。

16ページの5款農林水産業費のところ、2項林業費、真ん中あたりですね。人勤に係るものや思うんですけど、給料、職員手当、共済費、それぞれ4,000円ふえた、2万3,000円ふえた、11万5,000円減ったよとあるんですね。これはベースアップ等があったのでふえるのかなと思って見ておりましたら、共済組合負担金だけマイナスと。これ単純にこの部分だけ見ておると、全部上がってしかるべきやのに、何で11万6,000円減なのかなと、これが一つ。これが農林水産業費のところ、

それから、次に、同じページの商工費のところで、観光振興費の賃金が145万6,000円マイナス、これ減るとんがいいのか悪いのかわかりませんが、減るということで、仕事等に支障が出るとまずいので、ここの何でやったんかなということ。

それから、17ページのすぐ下の土木管理費、こども賃金で161万4,000円、嘱

託・臨時職員賃金が減ってますよと。これもごぼっと1人分ぐらい減ってますので、これも本来何か仕事をしてもらわんとあかんかった分がなくなったんかどうなんか、仕事に支障が出ると困るので、そこらどうなかなという、以上3点についてお願いします。

○議長（安部 重助君） 児島総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。吉岡議員の2つ目の質問の商工費、観光振興費の賃金の減額の部分でございます。これにつきましては、地域おこし協力隊の部分でございます。採用がなかなかなかったということで、今の現状におきまして、支出見込みがない部分の減額ということで計上をさせていただいております。

続いて、土木費の土木総務費の中の賃金の減額でございます。これにつきましては、当初、用地調査等に係る人的配置ということで予算化をいたしておったところですが、現状まだ雇用が発生をしていないということで、現状支出をしてない部分について減額をいたしているというところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。農林水産業費の共済費の減額の部分に関するお尋ねでございますが、詳細確認をさせていただきまして、総務委員会のほうで御説明をさせていただきたいと思っております。申しわけございません。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。大きく2点お尋ねしたいんですが、1点目は、教育費の社会教育総務費の文化財の関係です。

○議長（安部 重助君） 何ページになりますか。ページ数。

○議員（3番 澤田 俊一君） 19ページですね。この中で、歳入、歳出の中で、文化庁の文化財保存活用地域計画作成支援事業に取り組んでいくという説明があったと思うんです。今まで、平成28年以前からになるんですが、神河町の歴史文化基本構想、また翌年にはそれを生かした保存活用計画と、そういったものが順次できてきて、もともとは、その目的自体が大きくは福本遺跡の整備、保存、活用していくためにこういう計画が必要なんだということで、年次計画を立ててやってこられたと思うんです。そういう中で、また今度、文化庁が今言いました地域計画の作成支援事業に取り組もうとされている。これは新しく出てきた事業やないかなと思うんですが、国の支援を受けるために必要な計画だと思うんですけども、ちょっと全体像が見えないというか、文化庁が今からの歴史文化遺産を活用していくために、当初、私たちが認識していたのは、基本構想があって、保存活用計画があって、あとは個々の遺跡の整備計画ができればいいというふうに聞いてたんですが、今回、この地域計画が出てきた。その中でも今回は石造物について調査をされるということで出てきた。この地域計画の作成は石造物だけでいいのか。この支援事業の中身ですね。今後、教育委員会としてはどういうことを取り組ま

んとあかんのんかという部分、金額的なところは結構ですので、特に地域計画の作成事業というのはどういう中身なんか、今後、どういうことをしていかなとあかんのんか、今回のこの石造物だけでいいのか、その辺のところを、次回の委員会で結構ですので、少しその考え方をペーパーにまとめていただければなと思うんです。そういうことをもとにして、今後、9月の定例会でもありましたが、町史の編さんに向けてですとか、福本遺跡の具体的な整備に向けてということが進んでいくと思うんですが、その基礎となる考え方というか、国がこういうふうな考え方でこうしていくんだという流れというんですかね、そういうものが理解できる資料をいただけないかなと思います。

もう1点は、これ、財政特命参事のほうにお伺いしたいんですけども、補正予算の組み方というか、財源の話なんですけど、きょうの総務文教常任委員長の報告の中でも、例えば学校の空調設備が9,000万の予算が10分の1の900万で済んだと。今回その減額補正が出てきてないんですよ。当初予算を見ますと、その中にも一般財源として5,800万ぐらいの一般財源が含まれている。その減額補正をせずに、今回また財調からの繰り入れを行う。こういう補正予算の組み方いうんですか、考え方。必要ない予算については早急に落としてすべきではないか。この小学校の整備事業の中にも5,800万の一般財源が含まれてます。もちろんそれ以外の公共施設の維持管理基金の繰り入れですとか、ふるさとづくり応援基金の繰り入れもあるんですけども、一般財源が含まれている、多くの一般財源を含んでいるものを減額せずに、なぜ財調を取り崩しているのか。その辺の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

以上2点です。

○議長（安部 重助君） まず1点目、藤原教育課長。

○教育課長兼センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。澤田議員御指摘のとおり、地域計画、今回つくるに当たりまして、神河町においてはもう既に基本構想、保存活用計画をつくっております。その整合性といいますか、今回また新たにねだというところもございます。それにつきましては、先ほど言っていただきましたように、総務委員会に資料を出ささせていただきますして、流れがわかるものをつくらせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 2点目、児島総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。補正予算の組み方というところで、12月補正におきましては、そういうところで補正を、財源を割り当てたわけでございますけども、今、事業を執行している中で、3月補正におきまして、それぞれの事業の確定あるいは見込みの中で、3月において全て減額いたすものは減額するというような方向で今までもやってきましたし、今回につきましてもそういうようなところで、補正を今後3月に向けてしっかりと減額すべきものは減額することですしていくという方針でございますので、12月補正につきましては、財調を取り崩しながら予算編成を行ったということで御理解をしていただければと思います。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございますので、質疑を終結します。

ここでお諮りします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第106号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第15 第107号議案

○議長（安部 重助君） 日程第15、第107号議案、平成30年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第107号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成30年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、職員の異動により42万1,000円の増額及び人事院勧告に伴います人件費12万3,000円の増額で、合計54万4,000円を増額しており、その財源を予備費から同額を充用しております。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第16 第108号議案

○議長（安部 重助君） 日程第16、第108号議案、平成30年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 108号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成30年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入におきまして、保険基盤安定負担金の確定による増額、人事院勧告による職員給与費の増加による職員給与費等繰入金増額の増額、交付税算定額の確定による財政安定化支援事業繰入金の減額、歳出では、人事院勧告に伴う職員給与費の増加による国保職員人件費事業についての増額、歳入過多になる分を基金に積み立てるためによる財政調整基金積立金の増額が主なものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,108万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1,219万9,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第17 第109号議案

○議長（安部 重助君） 日程第17、第109号議案、平成30年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 109号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成30年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入におきまして、人事院勧告に伴う人件費の増額による事務費繰入金増額の増額、保険基盤安定負担金が確定したことによる保険基盤安定繰入金減額の減額、歳出では、人事院勧告に伴う人件費の増額、保険基盤安定負担金が確定したことによる保険基盤安定繰入金と同額を後期高齢者医療広域連合納付金の保険基盤安定制度負担金に計上し、減額いたしております。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ85万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,719万円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第18 第110号議案

○議長（安部 重助君） 日程第18、第110号議案、平成30年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第110号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成30年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入におきまして、交付決定通知に伴う調整交付金、支払基金交付金の増額、地域支援事業の補助率変更等に伴う国庫補助金の減額、地域支援事業総合事業の事業費増に伴う県補助金の増額、人事院勧告及びサービス事業費増に伴う一般会計繰入金の増額が主なものでございます。

歳出では、人事院勧告及び最低賃金改定に伴う総務管理費及び地域支援事業費における人件費の増額、地域支援事業費の包括的・継続的ケアマネジメント事業費の嘱託職員未採用に伴う賃金の減額、介護予防・生活支援サービス事業費の訪問介護相当サービス費及び通所介護相当サービス費の増額、介護給付費準備基金積立金の増額が主なものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出565万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,108万円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございますか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。1点だけお尋ねをしたいと思います。予算書の9ページでございまして、地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費で560万円余りの増額になっております。これを見ますと、訪問のほうで160万、それから通所介護サービスのほうで400万とふえております。この補正後

で去年と同じような数字になるわけなんですけど、この560万ほどふえている要因ですね、これを教えていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。29年度からこの事業はスタートしております、これまで介護保険の給付を利用しておりましたが、大体12カ月でその人の介護度の更新を行います。その更新が来るまでは今までの介護給付費でしておりました。更新が終わった日から、次はこの総合事業のほうに移行という形になってますので、29年度につきましては、5月に更新をされる方、12月に更新される方ということで、時期がずれておりますので、昨年度はサービス費のほうは少ないという状況ですが、30年度につきましてはもう全員が更新をされてますので、全員がこれに対象になるというところでございます。ですから本年度と昨年度の事業費のほうが大きく違うということで、そのあたり、当初予算に組み込みの見込みがこちらのほうが少なかったということで、今回増額補正をさせていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。9ページの3款3項1目の包括的・継続的ケアマネジメント事業費の賃金の減額があるんですけども、これは採用ができなかったということなんですけども、業務への支障がないのか、また、この業務を今どなたがこなしておられるのか、お願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。昨年から3回ほど職員の募集をさせていただいております。ハローワークにも出向いて、主任ケアマネということで募集のお願いをさせていただいたんですけども、残念ながらなかなか主任ケアマネの資格を持った方が今おられないというところで、残念ながら未採用という形になってます。その分、包括の職員には大変しんどい思いをさせているという中で、みんなで分担をさせていただきながらケアプランを作成している、また、事業所のほうに委託を幾らかさせていただいて回しているというのが状況でございます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほか、ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございます。質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第19 第111号議案

○議長（安部 重助君） 日程第19、第111号議案、平成30年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第111号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成30年度訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、給料及び職員手当等について、職員の異動等による207万4,000円の減額及び人事院勧告に伴います人件費30万9円の増額で、差し引き176万5,000円を減額しております。そして同額を予備費に計上しております。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第20 第112号議案

○議長（安部 重助君） 日程第20、第112号議案、平成30年度神河町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第112号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成30年度神河町水道事業会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第3条の収益的収入の予定額で、営業収益では加入金等の増額により46万2,000円の増額、営業外収益では長期前受け金戻入等により337万1,000円の増額、収益的支出の営業費用では、猛暑による漏水の修繕費の増と減価償却費が確定したことなどにより1,025万7,000円の増額、営業外費用は、利率の確定により78万4,000円の減額、予備費では564万円の減額。これらにより、水道事業収益及び費用それぞれ4億3,960万6,000円といたします。

次に、予算第4条の資本的収入の予定額で、新規給水管布設工事が多くあったために負担金を173万円増額、資本的支出では、建設改良費で単独工事費等に不足が生じたために2,183万2,000円の増額、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億275万4,000円は過年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。

次に、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない職員給与

費を人事院勧告により31万3,000円増額し、4,822万3,000円といたします。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、上下水道課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

中島上下水道課長。

○上下水道課長（中島 康之君） 上下水道課の中島でございます。それでは、第112号議案、平成30年度水道事業会計補正予算の主なものについて詳細説明をさせていただきます。

それでは、3ページをお願いいたします。補正予算実施計画の収益的収入及び支出で説明いたします。1款1項3目その他営業収益は、新規加入負担金で口径変更等が多くあったために46万2,000円の増額。2項2目他会計補助金は、高料金対策補助は繰り出し基準の資本費が変更したことにより55万9,000円の増額、企業債利息補助は、企業債の利率が確定したことにより35万6,000円の減額。4目長期前受け金戻入は、減価償却見合い分の収益化が確定したことにより316万8,000円の増額。

4ページ、5ページは支出でございます。1款1項2目配水及び給水費では、5節委託料は漏水調査範囲の拡大により30万円の増額。7節修繕費は、猛暑により漏水が多発しました。頻繁に漏水する箇所については布設がえの実施をしました。現在、漏水調査を行っていますが、まだまだ修繕工事が必要なために423万円の増額。9節材料費は、漏水多発により修繕工事材料に不足が生じているために65万円の増額。4目総係費は、給与改定に伴うもので、給料、手当、賞与引当金繰入額等を補正しております。

6ページの5目減価償却費は、減価償却費が確定したことによる精算でございます。2項1目支払い利息及び企業債取扱諸費は、29年度に借り入れした企業債の率が確定したことにより78万4,000円の減額。

7ページは、資本的収入及び支出でございます。1款3項1目負担金では、当初予算では1件の予定でしたが、新規の給水管引き込み工事要望が3件あるために173万円の増額。

8ページ、9ページは資本的支出でございます。8ページは、給与改定に伴う変更でございます。9ページ、2目施設費、1節委託料は、入札差金により1,343万7,000円の減額。2節工事請負費、現在工事の実施中でございます。道路掘削中に岩盤、擁壁等の地下埋設物等障害物が出てきたり、管路のルート変更などが必要になること、既設給水管との取り合い等で設計変更等が発生しますので、工事費を増額いたしております。

10ページはキャッシュフロー計算書、11ページは給与費明細書でございます。

以上で水道事業会計補正予算の詳細説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第 2 1 第 1 1 3 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 2 1、第 1 1 3 号議案、平成 3 0 年度神河町下水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 1 1 3 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成 3 0 年度神河町下水道事業会計補正予算（第 2 号）でございまして、補正予算（第 1 号）以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第 3 条の収益的支出の予定額で、人事院勧告に伴う人件費の増額補正で、給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費、法定福利費引当金繰入額の増額、合計で 3 0 万 9, 0 0 0 円の増額補正をいたしており、同額、予備費を減額いたしております。

次に、予算第 8 条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない職員給与費を 3 0 万 9, 0 0 0 円増額し、2, 2 9 4 万 7, 0 0 0 円といたします。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第 2 2 第 1 1 4 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 2 2、第 1 1 4 号議案、平成 3 0 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 1 1 4 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成 3 0 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 2 号）でございまし

て、補正予算（第1号）以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、当初予算の第7条、一時借入金の限度額について、北館改築工事に伴う工事費や高額な医療機器の購入による支払いをしていく上で、他の支払いも含め資金繰りを円滑にするため、一時借り入れの限度額を5億円から8億円に改めています。

次に、3条予算の収入において、一般会計からの通常分の繰入金、他会計負担金につきまして、当初の第3条予算で2億6,000万円、第4条予算で1億円、合計3億6,000万円計上していましたが、上半期及び今後の収支状況を考慮し、今回、第3条に1億4,000万円を増額いたしております。

また、支出では、職員の異動及び人事院勧告に伴います補正でございまして、3条予算において、職員3名の減など、職員の異動等により675万1,000円を減額、また、人事院勧告に伴います人件費を642万1,000円増額しており、差し引き33万円の人件費を減額しております。そして同額を予備費に計上しています。

また、4条予算においては、職員の異動や人事院勧告に伴います給料、職員手当等を33万5,000円増額しています。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第23 議員派遣の件

○議長（安部 重助君） 日程第23、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第129条に伴う議員派遣について、お手元に配付のとおり議員派遣する予定となっています。

お諮りします。別紙のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、別紙のとおり議員派遣することに決定されました。

○議長（安部 重助君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。委員会に付託した議案審査のため、あすから12月12日まで休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、委員会に付託した議案審

査のため、あすから12月12日まで休会と決定しました。

次の本会議は、12月13日午前9時再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

午後2時50分散会
